

## 様式 A - 2

### 不利益処分一覧表

(令和6年(2024年)1月26日作成)

[所管:環境部環境指導課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7の3	一般廃棄物処理業の事業の停止	B
2	〃	7の4	一般廃棄物処理業の許可の取消し	B
3	〃	9の2-1	一般廃棄物処理施設の改善命令等	B
4	〃	9の2の2-1,2	一般廃棄物処理施設の許可の取消し	B
5	〃	9の2の4-5	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の取消し	B
6	〃	9の3-3	一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更、廃止の命令	B
7	〃	9の3-9	一般廃棄物処理施設の変更に伴う設置計画等の変更、廃止の命令	B
8	〃	9の3-10	一般廃棄物処理施設等への改善命令等	B
9	〃	12の6-3	排出事業者等への命令	B
10	〃	12の7-10	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し	B
11	〃	14の3	産業廃棄物処理業の事業の停止	B
12	〃	14の3の2	産業廃棄物処理業の許可の取消し	B
13	〃	14の6	特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し	B
14	〃	15の2の7	産業廃棄物処理施設の改善命令等	B
15	〃	15の3	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し	B
16	〃	15の3の3-5	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し	B
17	〃	15の19-4	土地の形質の変更に関する計画の変更の命令	B
18	〃	19の3(1)、19の3(2)	廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令	B
19	〃	19の4-1、19の4の2-1、19の5-1、19の6-1、19の10-2	支障の除去等のための措置命令	B
20	〃	19の11	土地の形質の変更に関する措置命令	B
21	〃	21の2-2	事故時の措置に係る命令	B
22	廃棄物の減量及び適正処	34-1	搬入の停止の命令	B

	理等に関する条例			
2 3	〃	39	支障の除去等のための措置命令	B
2 4	廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	7-1	営業の停止	B
2 5	〃	7 の 2	許可の取消し	B
2 6	使用済自動車の再資源化等の関する法律	20-3	引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の勧告に係る措置命令	B
2 7	〃	51-1	引取業の事業の停止及び登録の取消し	B
2 8	〃	58-1	フロン回収業の事業の停止及び登録の取消し	B
2 9	〃	66	解体業の事業の停止及び許可の取消し	B
3 0	〃	72	破碎業の事業の停止及び許可の取消等	B
3 1	〃	90-3	引取証明、移動報告、照会への回答の勧告に係る措置命令	B
3 2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	12-1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する改善命令	B
3 3	浄化槽法	41-2	指示、許可の取消し、事業の停止等	B
3 4	水質汚濁防止法	8-1	特定事業場にかかる計画変更又は計画廃止命令	B
3 5	〃	8-2	有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる計画変更又は計画廃止命令	B
3 6	〃	8 の 2	指定地域内事業場の污水等の処理方法等の改善命令	B
3 7	〃	13-1 13-2	特定事業場における改善命令、一時停止命令	D
3 8	〃	13-3	指定地域内事業場にかかる改善命令	D
3 9	〃	13 の 2-1	特定地下浸透水にかかる改善命令、一時停止命令	D
4 0	〃	13 の 3-1	有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる改善命令、一時停止命令	D
4 1	〃	14 の 2-4	事故時における措置命令	D
4 2	〃	14 の 3-1 14 の 3-2	地下水の水質の浄化に係る措置命令	D
4 3	〃	18	緊急時における措置命令	D
4 4	瀬戸内海環境保全特別措置法	11	特定施設の設置又は変更に対する措置命令	B

45	悪臭防止法	8-2	悪臭原因物の排出に係る改善命令	D
46	〃	10-3	事故時の応急措置命令	D
47	振動規制法	12-2	特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令	D
48	〃	15-2	特定建設作業の改善勧告にかかる命令	D
49	騒音規制法	12-2	特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令	D
50	〃	15-2	特定建設作業の改善勧告にかかる命令	D
51	大気汚染防止法	9	ばい煙発生施設にかかる計画変更又は計画廃止命令	B
52	〃	9の2	ばい煙発生施設にかかる措置命令	B
53	〃	14-1	ばい煙発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	D
54	〃	14-3	指定ばい煙の排出にかかる措置命令	D
55	〃	15-2	季節による燃料の使用にかかる命令	B
56	〃	15の2-2	指定地域における燃料の使用にかかる命令	B
57	〃	17-3	事故時の措置命令	D
58	〃	17の8	揮発性有機化合物排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令	B
59	〃	17の11	揮発性有機化合物排出施設にかかる改善命令、一時停止命令	B
60	〃	18の4	一般粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	B
61	〃	18の8	特定粉じん発生施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令	B
62	〃	18の11	特定粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	B
63	〃	18の18	特定粉じん排出等作業の実施にかかる計画変更命令	B
64	〃	18の21	特定粉じん排出等作業の実施にかかる作業基準適合命令、一時停止命令	B
65	〃	18の31	水銀排出施設の設置にかかる計画変更または計画廃止命令	B

6 6	〃	18 の 34-2	水銀排出施設にかかる改善命令、一時停止命令	B
6 7	〃	23-2	ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用にかかる緊急時の措置命令	B
6 8	土壌汚染対策法	3-3	有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知	B
6 9	〃	3-4	土地の汚染状況の報告命令、報告の是正命令	B
7 0	〃	3-8	調査を猶予されている土地の形質変更にかかる調査及び報告命令	B
7 1	〃	4-3	土地汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地にかかる調査及び報告命令	B
7 2	〃	5-1	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び報告命令	B
7 3	〃	7-1	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出の指示	B
7 4	〃	7-2	汚染除去等計画の提出命令	B
7 5	〃	7-4	汚染除去等計画の変更命令	B
7 6	〃	7-8	汚染除去等計画の実施措置命令	D
7 7	〃	12-5	土地の形質の変更の届出の計画変更命令	B
7 8	〃	16-4	汚染土壌の搬出にかかる計画変更命令	B
7 9	〃	19	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令	B
8 0	〃	24	汚染土壌の処理にかかる改善命令	B
8 1	〃	25	汚染土壌処理業者の許可の取り消し、事業停止命令	B
8 2	〃	27-2	汚染土壌処理業者の許可の取り消し等の場合の措置命令	D
8 3	ダイオキシン類対策特別措置法	15	届出に係る特定施設の計画変更又は計画廃止命令	B
8 4	〃	16	届出に係る総量規制基準適用事業場における改善等の命令	D
8 5	〃	22-1	特定施設の改善又は一時停止命令	D

86	〃	22-3	総量規制基準適用事業場における改善等の命令	D
87	〃	23-3	事故時の措置命令	D
88	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	10	公害防止統括者等の解任命令	B
89	大阪府生活環境の保全等に関する条例	25	届出施設の設置にかかる計画変更、計画廃止命令	B
90	〃	37-1	届出施設のばいじん等にかかる改善命令、一時停止命令	D
91	〃	37-2	届出施設の指定有害物質の規制基準の遵守命令、使用の一時停止命令	B
92	〃	37-3	届出施設の粉じんの規制基準の遵守にかかる命令、使用の一時停止命令	B
93	〃	40の9	特定粉じん排出等作業の方法又は石綿濃度の測定計画にかかる変更命令	B
94	〃	40の11	特定粉じん排出等作業実施基準若しくは敷地境界基準にかかる遵守命令、作業の一時停止命令	B
95	〃	48	屋外燃焼行為の停止等の措置命令	D
96	〃	55	届出施設の排水水にかかる計画変更命令、計画廃止命令	B
97	〃	61-1	届出施設の排水水にかかる改善命令、一時停止命令	D
98	〃	62-1	特定施設の排水水にかかる改善命令、一時停止命令	D
99	〃	64-2	届出事業場又は特定事業場の汚水又は排水にかかる事故時の応急措置命令	D
100	〃	68	排水水にかかる緊急時の措置命令	D
101	〃	79-1	地下浸透水にかかる汚水等の処理方法の改善命令、届出施設の使用等の一時停止命令	D
102	〃	80-2	届出事業場の有害物質の地下浸透にかかる事故時の応急措置命令	D
103	〃	81の4-2	有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知	B
104	〃	81の9-1	要措置管理区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出指示	B

105	〃	81の9-2	汚染除去等計画の提出命令	B
106	〃	81の9-4	汚染除去等計画の変更命令	B
107	〃	81の9-8	汚染除去等計画に基づく実施措置命令	B
108	〃	81の13-5	要措置管理区域内における土地の形質の変更の計画変更命令	B
109	〃	81の16-4	汚染土壌の搬出時の計画変更命令	B
110	〃	81の20	汚染土壌の汚染の拡散の防止のための措置命令	D
111	〃	81の28-2	管理化学物質にかかる緊急事態の発生時の応急措置命令	D
112	〃	86-2	規制地域内工場等の騒音等にかかる改善勧告遵守命令	B
113	〃	90-2	規制地域内工場等の騒音等にかかる計画変更勧告遵守命令	B
114	〃	94-2	特定建設作業に伴って発生する騒音等にかかる勧告遵守命令	B
115	〃	99	拡声機の使用にかかる措置命令	D
116	豊中市環境の保全等の推進に関する条例	43	特定建設作業の改善又は変更命令	D
117	〃	45	警告及び命令(拡声機の使用制限の違反行為)	D
118	〃	47-2	屋外作業の改善命令	B

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		一般廃棄物処理業の事業の停止
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 7 条の 3
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
処分基準	関係条項	廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和 47 年 4 月 1 日 規則第 35 号。以下「規則」という。)第 7 条第 1 項 豊中市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱(以下「基準要綱」という。)別表第 1 及び別表第 2
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 7 条の 3  ◎規則 第 7 条第 1 項  ◎基準要綱 別表第 1 及び別表第 2
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		一般廃棄物処理業の許可の取消し
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 7 条の 4
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 7 条第 5 項及び第 7 条第 10 項 規則第 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項 基準要綱第 9 条
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 7 条第 5 項 第 7 条第 10 項 第 7 条の 4  ◎規則 第 7 条の 2 第 1 項 第 7 条の 2 第 2 項  ◎基準要綱 第 9 条 許可の取消しは、別表第 3 に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合 に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の業の許可を持つ場 合は、そのすべての許可を処分対象とすることができる。
	参考事項	
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		一般廃棄物処理施設の改善命令等
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第9条の2第1項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 分 基 準	関係条項	廃棄物処理法第8条、第8条の2及び第8条の3 下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第8条第1項 第8条第2項第6号 第8条第2項第7号 第8条第2項第8号 第8条第2項第9号 第8条の2第1項第1号 第8条の2第1項第3号 第8条の2第4項 第8条の3第1項
	基準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		一般廃棄物処理施設の許可の取消し
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第9条の2の2第1項及び第2項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 分 基 準	関係条項	廃棄物処理法第7条第5項、第9条第1項及び第9条の2第1項
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第7条第5項第4号イ～ル 第9条第1項 第9条の2第1項</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設の取消し
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第9条の2の4第5項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 分 基 準	関係条項	廃棄物処理法第9条の2の4第1項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第9条の2の4第1項
	参考事項	
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更、廃止の命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第9条の3第3項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	廃棄物処理法第8条の2第1項第1号
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第8条の2第1項第1号
	参考事項	
備考	。	

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	一般廃棄物処理施設の変更に伴う設置計画等の変更、廃止の命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第9条の3第9項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第8条の2第1項第1号
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第8条の2第1項第1号
	参考事項	
備考	。	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		一般廃棄物処理施設等への改善命令等
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 9 条の 3 第 10 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 条の 3 第 1 項、第 9 条の 3 第 1 項及び第 8 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 8 条第 2 項 第 8 条の 2 第 1 項第 1 号 第 8 条の 3 第 1 項 第 8 条の 3 第 8 項
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		排出事業者等への命令
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 12 条の 6 第 3 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 12 条の 6 第 1 項及び第 2 項
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法</p> <p>第 12 条の 3 第 1 項～第 10 項</p> <p>第 12 条の 4 第 2 項～第 4 項</p> <p>第 12 条の 5 第 1 項～第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 11 項</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 10 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 1 項、第 7 項及び第 9 項
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第 12 条の 7 第 1 項 第 12 条の 7 第 7 項 第 12 条の 7 第 9 項</p> <p>◎廃棄物処理法施行規則 第 8 条の 38 の 2 第 8 条の 38 の 3</p>
	参考事項	
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		産業廃棄物処理業の事業の停止
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 14 条の 3
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 分 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条第 1 項、第 6 項、豊中市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱(以下「要綱」という。)第 3 条及び別表
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第 14 条第 5 項第 1 号 第 14 条第 10 項第 1 号 第 14 条第 11 項</p> <p>◎要綱 第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		産業廃棄物処理業の許可の取消し
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 14 条の 3 の 2
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条第 1 項、第 6 項、第 14 条の 3、要綱第 3 条及び別表
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第 14 条第 5 項第 2 号</p> <p>◎要綱 第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 14 条の 6
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条の 3、第 14 条の 3 の 2、第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項及び要綱第 3 条
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法            第 14 条第 5 項第 2 号            第 14 条の 4 第 5 項第 1 号            第 14 条の 4 第 10 項第 1 号            第 14 条の 4 第 11 項</p> <p>◎要綱            第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		産業廃棄物処理施設の改善命令等
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 2 の 7
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	<p>廃棄物処理法第 15 条第 1 項、要綱第 3 条及び別表</p> <p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法            第 15 条第 2 項            第 15 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号            第 15 条の 2 第 4 項            第 15 条の 2 の 3 第 1 項</p> <p>◎要綱            第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 15 条の 3
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分基準	関係条項
	<p>要綱第 3 条及び別表</p> <p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第 15 条の 3 第 1 項 第 15 条の 3 第 2 項</p> <p>◎要綱 第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 5 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 11 の 6 第 12 条の 11 の 7
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	土地の形質の変更に関する計画の変更の命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 15 条の 19 第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 19 第 1 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 40
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 19 条の 3 第 1 号及び第 2 号
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係 環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処 分 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 7 条第 1 項、第 6 項、第 14 条第 1 項、第 6 項、第 17 条の 2 第 3 項、要綱第 3 条及び別表
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)</p> <p>第 3 条 第 4 条 第 4 条の 2 第 4 条の 3 第 4 条の 4 第 6 条 第 6 条の 2 第 6 条の 5 第 6 条の 6</p> <p>◎要綱</p> <p>第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	支障の除去のための措置命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項及び第 19 条の 10 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課一般廃棄物指導係 環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法施行令</p> <p>第 3 条 第 4 条 第 4 条の 2 第 4 条の 3 第 4 条の 4 第 6 条 第 6 条の 2 第 6 条の 5 第 6 条の 6</p> <p>◎要綱</p> <p>第 3 条 市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする。この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。</p>
	参考事項	
備考	。	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	土地の形質の変更に関する措置命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 19 条の 11	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 19 第 4 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 40
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	事故時の措置に係る命令	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 21 条の 2 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	廃棄物処理法施行令第 24 条
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 21 条の 2 第 1 項
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		搬入の停止の命令
根拠法令及び条項		条例第 34 条第 1 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分基準	関係条項	条例第 62 条第 2 項及び第 6 項
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎条例</p> <p><b>第 34 条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、産業廃棄物の保管を行っている者に対し、30 日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又はその疑いのある物の搬入の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第 28 条第 1 項の規定による届出書の提出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合</p> <p>(2) 第 29 条第 1 項前段の規定による届出をしないで第 28 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合</p> <p>(3) 第 30 条の規定による勧告を受けた場合であって、当該勧告に係る計画の変更についての届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合</p> <p>(4) 産業廃棄物の疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとするならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合</p> <p><b>第 62 条第 2 項</b> 市長は、第 34 条第 1 項又は第 39 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p><b>第 62 条第 6 項</b> 市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	支障の除去等のための措置命令
根拠法令及び条項	条例第 39 条
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分基準	関係条項 条例第 62 条第 2 項及び第 6 項 下記法令の規定に適合していること。 ◎条例 <b>第 39 条</b> 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(法第 19 条の 5 第 1 項に規定する処分者等及び法第 19 条の 6 第 1 項に規定する排出事業者等(以下これらを「法対象者」という。)を除く。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずるよう命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 (1) 土地所有者等が、前条第 2 項の規定による勧告(第 36 条第 2 項に規定する措置に係るものに限る。)に従わないとき。 (2) 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 (3) 土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第 36 条第 2 項の規定の趣旨に照らし土地所有者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるとき。 <b>第 62 条第 2 項</b> 市長は、第 34 条第 1 項又は第 39 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。 <b>第 62 条第 6 項</b> 市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	営業の停止	
根拠法令及び条項	規則第 7 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課一般廃棄物指導係	
処 分 基 準	関係条項	基準要綱第 5 条から第 8 条まで
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎規則</p> <p>第 7 条第 1 項 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 箇月以内において営業の全部又は一部の停止を命じることがある。</p> <p>(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第 2 条第 2 項各号の条件が欠けたとき。</p> <p>(4) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(5) 豊中市伊丹市クリーンランド(以下「クリーンランド」という。)のごみ処理施設への廃棄物の搬入の停止を命じられた後も、なお、クリーンランドのごみ処理施設使用に関する条例施行規則(平成 4 年組合規則第 3 号)第 5 条に規定する基準に従わないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪行為その他一般廃棄物処理業者としてふさわしくない非行があったとき(法第 7 条第 5 項第 4 号トに該当するに至ったときを除く。)</p> <p>◎基準要綱</p> <p>第 5 条 営業の停止命令は、別表第 1 又は別表第 2 に掲げる事項のいずれかに該当する場合に行うことができる。</p> <p>第 6 条 営業の停止期間は、別表第 1 又は別表第 2 のとおりとする。</p> <p>第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を軽減することができる。この場合の軽減日数は、前条の期間の 2 分の 1 を限度とする。</p> <p>(1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。</p> <p>(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を加重することができる。この場合の加重日数は、第 6 条の期間の 2 分の 1 を限度とする。</p> <p>(1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。</p> <p>(2) 営業の停止命令を受けた日から 5 年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は規則若しくは規則に基づく処分に違反する行為をしたとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		許可の取消し
根拠法令及び条項		規則第7条の2
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	基準要綱第9条
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎規則</p> <p>第7条の2第1項 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 前条第1項第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(3) 不正の手段により法第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は法第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>第7条の2第2項 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>(1) 前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 市長において一般廃棄物処理計画の変更等により許可を取り消す必要の生じたとき。</p> <p>第7条の2第3項 前条第2項の規定は、前2項の規定による許可の取消しについて準用する。</p> <p>◎基準要綱</p> <p>第9条 許可の取消しは、別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の業の許可を持つ場合は、そのすべての許可を処分対象とすることができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の勧告に係る措置命令	
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第20条第3項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	自動車リサイクル法第12条、第13条第2項及び第19条
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第12条 第13条第2項 第20条第1項 第20条第2項
	参考事項	
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	引取業の事業の停止及び登録の取消し	
根拠法令及び条項	自動車リサイクル法第 51 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分 基準	関係条項	自動車リサイクル法第 45 条第 1 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号 第 51 条第 1 項第 1 号、第 4 号
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	フロン類回収業の事業の停止及び登録の取消し	
根拠法令及び条項	自動車リサイクル法第 58 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	自動車リサイクル法第 56 条第 1 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号 第 58 条第 1 項第 1 号、第 4 号
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	解体業の事業の停止及び許可の取消し
根拠法令及び条項	自動車リサイクル法第 66 条
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分基準	関係条項
	<p>自動車リサイクル法第 62 条第 1 項</p> <p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎自動車リサイクル法 第 62 条第 1 項 第 66 条第 1 号、第 2 号</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	破砕業の事業の停止及び許可の取消し	
根拠法令及び条項	自動車リサイクル法第 72 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分 基準	関係条項	自動車リサイクル法第 66 条
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 62 条第 1 項第 2 号 第 66 条第 1 号、第 2 号 第 69 条第 1 項第 1 号
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		引取証明、移動報告、照会への回答の勧告に係る措置命令
根拠法令及び条項		自動車リサイクル法第 90 条第 3 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
処分基準	関係条項	自動車リサイクル法第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項から第 12 項、第 87 条及び第 90 条第 1 項
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 90 条第 1 項
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する改善命令	
根拠法令及び条項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。)第 12 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
処分基準	関係条項	PCB 特措法第 10 条第 1 項、第 3 項、第 14 条及び第 15 条
	基準	下記法令の規定に適合していること。 ◎PCB 特措法 第 10 条第 1 項 第 10 条第 3 項 第 14 条
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		指示、許可の取消し、事業の停止等
根拠法令及び条項		浄化槽法第 41 条第 2 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
処分 基準	関係条項	下記法令の規定に適合していること。 ◎浄化槽法 第 36 条第 1 号、第 2 号イ、ハ、ホ～ヌ 第 41 条第 2 項
	基準	
	参考事項	
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定事業場にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 8 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条
	基 準	○水質汚濁防止法 第 3 条第 1 項 排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 8 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 5 条、第 7 条
	基 準	○水質汚濁防止法 第 12 条の 4
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	指定地域内事業場の汚水等の処理方法等の改善命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 8 条の 2	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 5 条第 1 項、第 7 条
	基 準	○水質汚濁防止法 第 4 条の 5 第 1 項、 第 4 条の 5 第 2 項  水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(平成 29 年 9 月 1 日大阪府告示第 1026 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定事業場における改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条第 1 項、第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 12 条第 2 項、第 3 項
	基 準	排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	指定地域内事業場にかかる改善命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 12 条の 2
	基 準	○水質汚濁防止法 第 4 条の 5 第 1 項、 第 4 条の 5 第 2 項  水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準(平成 29 年 9 月 1 日大阪府告示第 1026 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定地下浸透水にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条の 2 第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 8 条、第 12 条の 3
	基 準	○水質汚濁防止法施行規則 第 6 条の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 29 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条の 3 第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 12 条の 4
	基 準	○水質汚濁防止法 第 12 条の 4  ○水質汚濁防止法施行規則 第 8 条の 2 第 8 条の 3 第 8 条の 4 第 8 条の 5 第 8 条の 6 第 8 条の 7
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	事故時における措置命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項
	基 準	○水質汚濁防止法 第 14 条の 2 第 1 項 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 2 第 3 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	地下水の水質の浄化に係る措置命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	○水質汚濁防止法 第 14 条の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	緊急時における措置命令	
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 18 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	○水質汚濁防止法 第 18 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 29 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定施設の設置又は変更に対する措置命令	
根拠法令及び条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第 11 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項
	基 準	○瀬戸内海環境保全特別措置法 第 5 条第 1 項 第 8 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	悪臭原因物の排出に係る改善命令	
根拠法令及び条項	悪臭防止法第 8 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 8 条第 1 項
	基準	○悪臭防止法 第 8 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	事故時の応急措置命令	
根拠法令及び条項	悪臭防止法第 10 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 10 条第 1 項
	基 準	○悪臭防止法 第 10 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 29 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令	
根拠法令及び条項	振動規制法第 12 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 9 条、第 12 条第 1 項
	基準	○振動規制法 第 9 条 第 12 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定建設作業の改善勧告にかかる命令	
根拠法令及び条項	振動規制法第 15 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 15 条第 1 項
	基 準	○振動規制法 第 15 第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令	
根拠法令及び条項	騒音規制法第 12 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 9 条、第 12 条第 1 項
	基準	○騒音規制法 第 9 条 第 12 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定建設作業の改善勧告にかかる命令	
根拠法令及び条項	騒音規制法第 15 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 15 条第 1 項
	基 準	○騒音規制法 第 15 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	ばい煙発生施設にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 9 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項
	基準	○大気汚染防止法 第 3 条  ○大気汚染防止法施行規則 第 3 条 第 4 条 第 5 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	ばい煙発生施設にかかる措置命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 9 条の 2	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項
	基準	○大気汚染防止法 第 5 条の 2 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準 (昭和 52 年 9 月 30 日大阪府告示第 1322 号) 窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準 (昭和 57 年 10 月 29 日大阪府告示第 1315 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	ばい煙発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 14 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 13 条
	基準	○大気汚染防止法 第 3 条  ○大気汚染防止法施行規則 第 3 条 第 4 条 第 5 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定ばい煙の排出にかかる措置命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 14 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 13 条の 2 第 1 項
	基準	○大気汚染防止法 第 5 条の 2 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準 (昭和 52 年 9 月 30 日大阪府告示第 1322 号) 窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準 (昭和 57 年 10 月 29 日大阪府告示第 1315 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	季節による燃料の使用にかかる命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 15 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 15 条第 1 項
	基 準	硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準 (昭和 52 年 9 月 30 日大阪府告示第 1322 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	指定地域における燃料の使用にかかる命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 15 条の 2 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 15 条の 2 第 1 項
	基 準	硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準 (昭和 52 年 9 月 30 日大阪府告示第 1322 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	事故時の措置命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 17 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 17 条第 1 項
	基 準	○大気汚染防止法 第 17 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	揮発性有機化合物排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 17 条の 8	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 17 条の 5 第 1 項、第 17 条の 7 第 1 項、第 17 条の 4
	基 準	○大気汚染防止法施行規則 第 15 条の 2 (別表第 5 の 2)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名		揮発性有機化合物排出施設にかかる改善命令、一時停止命令
根拠法令及び条項		大気汚染防止法第 17 条の 11
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	同法第 17 条の 10
	基 準	○大気汚染防止法 第 17 条の 4  ○大気汚染防止法施行規則 第 15 条の 2 (別表第 5 の 2)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	一般粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 4	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 3
	基 準	○大気汚染防止法施行規則 第 16 条 (別表第 6)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名		特定粉じん発生施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令
根拠法令及び条項		大気汚染防止法第 18 条の 8
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 6 第 1 項及び第 3 項、第 18 条の 10
	基 準	○大気汚染防止法 第 18 条の 5  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 11	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 10
	基 準	○大気汚染防止法 第 18 条の 5  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定粉じん排出等作業の実施にかかる計画変更命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 18	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 18 条の 17 第 1 項
	基準	○大気汚染防止法 第 18 条の 14  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 4 (別表第 7)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	令和 2 年 6 月 5 日法律改正 令和 3 年 4 月 1 日施行	

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	特定粉じん排出等作業の実施にかかる作業基準適合命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 21	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 20
	基 準	○大気汚染防止法 第 18 条の 14  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 4 (別表第 7)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考	令和 2 年 6 月 5 日法律改正 令和 3 年 4 月 1 日施行	

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	水銀排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 31	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 28 第 1 項、第 18 条の 30 第 1 項
	基 準	○大気汚染防止法 第 18 条の 27  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 18
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考	令和 2 年 6 月 5 日法律改正 令和 3 年 4 月 1 日施行	

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	水銀排出施設にかかる改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 34 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 18 条の 33
	基 準	○大気汚染防止法 第 18 条の 27  ○大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 18
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考	令和 2 年 6 月 5 日法律改正 令和 3 年 4 月 1 日施行	



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用にかかる緊急時の措置 命令
根拠法令及び条項		大気汚染防止法第 23 条第 2 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	○大気汚染防止法施行令 第 11 条第 2 項 (別表第 5)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名		有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知
根拠法令及び条項		土壤汚染対策法第 3 条第 3 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	同法第 3 条第 1 項 水質汚濁防止法第 10 条
	基 準	○土壤汚染対策法施行規則 第 1 条 第 17 条 第 18 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 29 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	土地の汚染状況の報告命令、報告の是正命令	
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第 3 条第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 3 条第 1 項
	基 準	○土壤汚染対策法施行規則 第 1 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 29 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	調査を猶予されている土地の形質変更にかかる調査及び報告命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第3条第8項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第3条第1項
	基準	○土壌汚染対策法施行規則 第21条の5 第21条の6
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	土地汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地にかかる調査及び報告命令	
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第 4 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 4 条第 1 項
	基準	○土壤汚染対策法施行規則 第 26 条 第 27 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び報告命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 5 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項
	基準	○土壌汚染対策法施行令 第 3 条 第 4 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出の指示	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 7 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 6 条第 1 項
	基準	○土壌汚染対策法施行令 第 5 条  ○土壌汚染対策法施行規則 第 33 条 第 34 条 第 34 条第 2 項 第 34 条第 3 項 第 34 条第 4 項 第 35 条 第 35 条第 2 項 第 35 条第 3 項 第 36 条 第 36 条の 2 第 36 条の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染除去等計画の提出命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 7 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 7 条第 1 項
	基準	<p>○土壌汚染対策法施行令第 5 条</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則</p> <p>第 33 条</p> <p>第 34 条</p> <p>第 34 条第 2 項</p> <p>第 34 条第 3 項</p> <p>第 34 条第 4 項</p> <p>第 35 条</p> <p>第 35 条第 2 項</p> <p>第 35 条第 3 項</p> <p>第 36 条</p> <p>第 36 条の 2</p> <p>第 36 条の 3</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	汚染除去等計画の変更命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 7 条第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 7 条第 1 項、第 2 項
	基 準	○土壌汚染対策法施行規則 第 38 条 第 39 条 第 40 条 第 40 条第 2 項 第 41 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名		汚染除去等計画の実施措置命令
根拠法令及び条項		土壌汚染対策法第7条第8項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項	同法第7条第1項、第2項、第4項から第7項
	基準	○土壌汚染対策法施行規則 第42条
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	土地の形質の変更の届出の計画変更命令	
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第 12 条第 5 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 12 条第 1 項
	基 準	○土壤汚染対策法施行規則 第 53 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備 考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	汚染土壌の搬出にかかる計画変更命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 16 条第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 16 条第 1 項、第 2 項
	基 準	○土壌汚染対策法 第 17 条 第 18 条  ○土壌汚染対策法施行規則 第 65 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令
根拠法令及び条項		土壌汚染対策法第 19 条
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項	同法第 17 条、第 18 条第 1 項 同施行規則第 65 条
	基準	○土壌汚染対策法 第 17 条 第 18 条第 1 項  ○土壌汚染対策法施行規則 第 65 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名		汚染土壌の処理にかかる改善命令
根拠法令及び条項		土壌汚染対策法第 24 条
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項	
	基準	○土壌汚染対策法 第 22 条第 6 項  汚染土壌処理業に関する省令第 5 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名		汚染土壌処理業者の許可の取り消し、事業停止命令
根拠法令及び条項		土壌汚染対策法第 25 条
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項	同法第 22 条第 3 項
	基準	○土壌汚染対策法 第 22 条第 3 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処 分 名	汚染土壌処理業者の許可の取り消し等の場合の措置命令	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同法第 25 条、第 27 条第 1 項
	基 準	○土壌汚染対策法 第 25 条 第 27 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		



**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	届出に係る特定施設の計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 15 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 12 条第 1 項、第 14 条第 1 項
	基準	○ダイオキシン類対策特別措置法 第 8 条第 1 項  ○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第 1 条の 2 (別表第 1) (別表第 2)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名	届出に係る総量規制基準適用事業場における改善等の命令	
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 16 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 12 条第 1 項、第 14 条第 1 項
	基準	○ダイオキシン類対策特別措置法第 10 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定施設の改善命令、一時停止命令	
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>○ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 1 項</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 1 条の 2 (別表第 1) (別表第 2)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

**様式 B - 2**

**不利益処分の処分基準**

処分名		総量規制基準適用事業場における改善等の命令
根拠法令及び条項		ダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 3 項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項	
	基準	○ダイオキシン類対策特別措置法 第 10 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	事故時の措置命令	
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同法第 23 条第 1 項
	基準	○ダイオキシン類対策特別措置法 第 23 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		公害防止統括者等の解任命令
根拠法令及び条項		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 10 条
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	同法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法
	基 準	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第 10 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 25 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準)</p> <p>第 18 条 規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第 1 項第 1 号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第 1 号、同項第 2 号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第 2 号又は第 3 号、粉じんにあつては第 4 号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一 ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度</p> <p>二 有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度</p> <p>三 有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準</p> <p>四 粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準 (平 19 条例 38・平 26 条例 70・令 4 条例 29・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第 5 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第 18 条第 2 項第 3 号の規則で定める有害物質は、別表第 1 第 3 号及び第 25 号に掲げる物質とする。 (平 20 規則 40・平 26 規則 51・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)</p> <p>別表第 5(第 7 条関係)</p>

(平 17 規則 178・平 20 規則 40・平 22 規則 36・平 26 規則 51・平 30 規則 62・令  
元規則 17・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)

一 ばいじんに係る規制基準

項	施設の種類	規模	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 以外の区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)
1	別表第 3 第 1 号の表の 1 の項 に掲げる反応炉		0.10	0.20
2	別表第 3 第 1 号の表の 2 の項 に掲げる直火炉		0.10	0.20
3	別表第 3 第 1 号の表の 3 の項 に掲げる加熱炉	排出ガス量(温 度が摂氏零度で 圧力が 1 気圧の 状態に換算した 1 時間当たりの 排出ガスの最大 量とする。以下 この表において 同じ。)が 4 万立 方メートル以上	0.08	0.15
		排出ガス量が 4 万立方メートル 未満	0.10	0.20
4	別表第 3 第 1 号の表の 4 の項 に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
5	別表第 3 第 1 号の表の 5 の項 に掲げる焼結炉		0.10	0.15
6	別表第 3 第 1 号の表の 6 の項 に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
7	別表第 3 第 1 号の表の 7 の項 に掲げる反応炉のうち活性炭 の製造の用に供する反応炉(塩	排出ガス量が 1 万立方メートル 以上	0.10	0.20



		化亜鉛を使用するものを除く。)	排出ガス量が1万立方メートル未満	0.15	0.20
	8	別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	9	別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉		0.10	0.20
	10	別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
			排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
	11	別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉		0.08	0.15
	12	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜		0.20	0.40
	13	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉		0.15	0.30
	14	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉		0.05	0.10
	15	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ <sup>カ</sup> 又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉		0.10	0.20
	16	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。)		0.15	0.25
	17	別表第3第1号の表の12の項に掲げる熔融炉のうち板カ <sup>カ</sup> ラス又はガラス繊維製品(ガラ		0.08	0.15

			ス繊維を含む。)の製造の用に 供する溶融炉			
18	別表第3第1号の表の12の項 に掲げる溶融炉のうち光学ガ ラス、電気ガラス又はフリット の製造の用に供する溶融炉			0.08	0.15	
19	別表第3第1号の表の12の項 に掲げる溶融炉(前2項に掲げ るものを除く。)			0.10	0.20	
20	別表第3第1号の表の13の項 に掲げる加熱炉	排出ガス量が4 万立方メートル 以上		0.08	0.15	
		排出ガス量が4 万立方メートル 未満		0.15	0.25	
21	別表第3第1号の表の14の項 に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉			0.10	0.15	
22	別表第3第1号の表の15の項 に掲げる焼結炉のうちフェロ マンガンの製造の用に供する 焼結炉			0.10	0.20	
23	別表第3第1号の表の15の項 に掲げる焼結炉(前項に掲げる ものを除く。)			0.10	0.15	
24	別表第3第1号の表の16の項 に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉			0.15	0.25	
25	別表第3第1号の表の17の項 に掲げる溶解炉のうちアルミ ニウムの再生の用に供する反 射炉			0.10	0.20	
26	別表第3第1号の表の17の項 に掲げる溶解炉(前項に掲げる 施設を除く。)			0.10	0.20	
27	別表第3第1号の表の18の項 に掲げる溶解炉	排出ガス量が4 万立方メートル 以上		0.05	0.10	

		28	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉	排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		29	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
		30	別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
		31	別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.10
				排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		32	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄 <small>けい</small> (珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉		0.10	0.20
		33	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。)		0.08	0.15
		34	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。)		0.05	0.10
		35	別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉		0.05	0.10
		36	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.20	0.50
37	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20		

38	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉	0.15	0.50
39	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。)	0.25	0.50

備考

1 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる<sup>ばい</sup>焙焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる<sup>か</sup>煨焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C=Cs)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (21 - 0n / 21 - 0s) \cdot Cs$$

この式において、C、0n、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

0n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。

1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項	6
14の項	10
30の項、31の項	11
38の項、39の項	12
12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項	15
18の項、36の項、37の項	16
15の項	18

0s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

Cs 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

2 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

二 有害物質に係る規制基準

項	有害物質の種類	規制基準
1	2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質	<p>温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。</p> $C=K \cdot S/Q$ <p>この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 有害物質の種類ごとの量(単位 ミリグラム)</p> <p>K 有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値</p> <p>S 付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値</p> <p>Q 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 立方メートル毎分)</p>
2	エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
3	六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。</p> <p>2 塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。</p> <p>3 揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。</p> <p>4 水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>5 トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。</p>		

6 1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  
7 1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 カドミウム
- 二 水銀及びその化合物 水銀
- 三 鉛及びその化合物 鉛
- 四 ニッケル化合物 ニッケル
- 五 砒素及びその化合物 砒素
- 六 ベリリウム及びその化合物ベリリウム
- 七 マンガン及びその化合物 マンガン

付表第1

有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72
アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54
塩化メチル	128
塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170
クロロエチレン	13.6
クロロホルム	24.5
一・二・ジクロロエタン	2.18
ジ・クロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340
テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177
鉛及びその化合物	0.0680
ニッケル化合物	0.0340
砒素及びその化合物	0.00816
一・三・ブタジエン	3.40
ベリリウム及びその化合物	0.00340
ベンゼン	4.08
ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136

付表第2

場合	算式
Ho<6 の場合	b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b<4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b≥4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +22.1Ho <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b<4.7(Ho-6) であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合	h<Ho の場合 (Ho-h) <sup>2</sup> +d <sup>2</sup> h≥Ho の場合 d <sup>2</sup>
前各項に掲げる場合以外の場合	23.1(Ho-6) <sup>2</sup>

備考 この表において、Ho、b、h 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

b 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位 メートル)

h 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位 メートル)

d 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位 メートル)

### 三 粉じんに係る規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 1 散水設備によって散水が行われていること。 2 防じんカバーでおおわれていること。 3 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施	次の各号のいずれかに該当すること。 1 コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。

		設(1の項の施設に該当するものを除く。)	<p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		4 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		<p>備考 処理装置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの</p> <p>2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設のばいじん等にかかる改善命令、一時停止命令
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 37 条第 1 項
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項
	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準)</p> <p>第 18 条 規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第 1 項第 1 号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第 1 号、同項第 2 号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第 2 号又は第 3 号、粉じんにあつては第 4 号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一 ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度</p> <p>二 有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度</p> <p>三 有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準</p> <p>四 粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準 (平 19 条例 38・平 26 条例 70・令 4 条例 29・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第 5 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第 18 条第 2 項第 3 号の規則で定める有害物質は、別表第 1 第 3 号及び第 25 号に掲げる物質とする。 (平 20 規則 40・平 26 規則 51・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)</p> <p>別表第 5(第 7 条関係)</p>

(平 17 規則 178・平 20 規則 40・平 22 規則 36・平 26 規則 51・平 30 規則 62・令  
元規則 17・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)

一 ばいじんに係る規制基準

項	施設の種類	規模	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 以外の区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)
1	別表第 3 第 1 号の表の 1 の項 に掲げる反応炉		0.10	0.20
2	別表第 3 第 1 号の表の 2 の項 に掲げる直火炉		0.10	0.20
3	別表第 3 第 1 号の表の 3 の項 に掲げる加熱炉	排出ガス量(温 度が摂氏零度で 圧力が 1 気圧の 状態に換算した 1 時間当たりの 排出ガスの最大 量とする。以下 この表において 同じ。)が 4 万立 方メートル以上	0.08	0.15
		排出ガス量が 4 万立方メートル 未満	0.10	0.20
4	別表第 3 第 1 号の表の 4 の項 に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
5	別表第 3 第 1 号の表の 5 の項 に掲げる焼結炉		0.10	0.15
6	別表第 3 第 1 号の表の 6 の項 に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
7	別表第 3 第 1 号の表の 7 の項 に掲げる反応炉のうち活性炭 の製造の用に供する反応炉(塩	排出ガス量が 1 万立方メートル 以上	0.10	0.20

		化亜鉛を使用するものを除く。)	排出ガス量が1万立方メートル未満	0.15	0.20
	8	別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	9	別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉		0.10	0.20
	10	別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
			排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
	11	別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉		0.08	0.15
	12	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜		0.20	0.40
	13	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉		0.15	0.30
	14	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉		0.05	0.10
	15	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ、又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉		0.10	0.20
	16	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。)		0.15	0.25
	17	別表第3第1号の表の12の項に掲げる熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス		0.08	0.15

		繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉			
18		別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉		0.08	0.15
19		別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
20		別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
			排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15	0.25
21		別表第3第1号の表の14の項に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
22		別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉		0.10	0.20
23		別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.15
24		別表第3第1号の表の16の項に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
25		別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉		0.10	0.20
26		別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
27		別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.05	0.10

		28	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉	排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		29	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
		30	別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
		31	別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.10
				排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		32	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄 <small>けい</small> (珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉		0.10	0.20
		33	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。)		0.08	0.15
		34	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。)		0.05	0.10
		35	別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉		0.05	0.10
		36	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.20	0.50
37	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20		

38	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉		0.15	0.50
39	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.25	0.50

備考

1 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる<sup>ばい</sup>焙焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる<sup>か</sup>煨焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C=C<sub>s</sub>)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (21 - 0_n / 21 - 0_s) \cdot C_s$$

この式において、C、0<sub>n</sub>、0<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

0<sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。

1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項	6
14の項	10
30の項、31の項	11
38の項、39の項	12
12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項	15
18の項、36の項、37の項	16
15の項	18

0<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

C<sub>s</sub> 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

2 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

二 有害物質に係る規制基準

項	有害物質の種類	規制基準
1	2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質	<p>温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。</p> $C=K \cdot S/Q$ <p>この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 有害物質の種類ごとの量(単位 ミリグラム)</p> <p>K 有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値</p> <p>S 付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値</p> <p>Q 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 立方メートル毎分)</p>
2	エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
3	六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。</p> <p>2 塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。</p> <p>3 揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。</p> <p>4 水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>5 トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。</p>		

6 1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  
7 1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 カドミウム
- 二 水銀及びその化合物 水銀
- 三 鉛及びその化合物 鉛
- 四 ニッケル化合物 ニッケル
- 五 砒素及びその化合物 砒素
- 六 ベリリウム及びその化合物 ベリリウム
- 七 マンガン及びその化合物 マンガン

付表第1

有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72
アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54
塩化メチル	128
塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170
クロロエチレン	13.6
クロロホルム	24.5
一・二・ジクロロエタン	2.18
ジクロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340
テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177
鉛及びその化合物	0.0680
ニッケル化合物	0.0340
砒素及びその化合物	0.00816
一・三・ブタジエン	3.40
ベリリウム及びその化合物	0.00340
ベンゼン	4.08
ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136

付表第2



場合	算式
Ho<6 の場合	b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b<4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b≥4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +22.1Ho <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b<4.7(Ho-6) であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合	h<Ho の場合 (Ho-h) <sup>2</sup> +d <sup>2</sup> h≥Ho の場合 d <sup>2</sup>
前各項に掲げる場合以外の場合	23.1(Ho-6) <sup>2</sup>

備考 この表において、Ho、b、h 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。  
Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)  
b 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位 メートル)  
h 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位 メートル)  
d 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位 メートル)

三 粉じんに係る規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 1 散水設備によって散水が行われていること。 2 防じんカバーでおおわれていること。 3 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施	次の各号のいずれかに該当すること。 1 コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。

		設(1の項の施設に該当するものを除く。)	<p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		4 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		<p>備考 処理装置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの</p> <p>2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設の指定有害物質の規制基準の遵守命令、使用の一時停止命令
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 37 条第 2 項
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項
	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準)</p> <p>第 18 条 規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第 1 項第 1 号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第 1 号、同項第 2 号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第 2 号又は第 3 号、粉じんにあつては第 4 号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一 ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度</p> <p>二 有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度</p> <p>三 有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準</p> <p>四 粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準 (平 19 条例 38・平 26 条例 70・令 4 条例 29・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第 5 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第 18 条第 2 項第 3 号の規則で定める有害物質は、別表第 1 第 3 号及び第 25 号に掲げる物質とする。 (平 20 規則 40・平 26 規則 51・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)</p> <p>別表第 5(第 7 条関係)</p>

(平 17 規則 178・平 20 規則 40・平 22 規則 36・平 26 規則 51・平 30 規則 62・令  
元規則 17・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)

一 ばいじんに係る規制基準

項	施設の種類	規模	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 以外の区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)
1	別表第 3 第 1 号の表の 1 の項 に掲げる反応炉		0.10	0.20
2	別表第 3 第 1 号の表の 2 の項 に掲げる直火炉		0.10	0.20
3	別表第 3 第 1 号の表の 3 の項 に掲げる加熱炉	排出ガス量(温 度が摂氏零度で 圧力が 1 気圧の 状態に換算した 1 時間当たりの 排出ガスの最大 量とする。以下 この表において 同じ。)が 4 万立 方メートル以上	0.08	0.15
		排出ガス量が 4 万立方メートル 未満	0.10	0.20
4	別表第 3 第 1 号の表の 4 の項 に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
5	別表第 3 第 1 号の表の 5 の項 に掲げる焼結炉		0.10	0.15
6	別表第 3 第 1 号の表の 6 の項 に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
7	別表第 3 第 1 号の表の 7 の項 に掲げる反応炉のうち活性炭 の製造の用に供する反応炉(塩	排出ガス量が 1 万立方メートル 以上	0.10	0.20

		化亜鉛を使用するものを除く。)	排出ガス量が1万立方メートル未満	0.15	0.20
	8	別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	9	別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉		0.10	0.20
	10	別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
			排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
	11	別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉		0.08	0.15
	12	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜		0.20	0.40
	13	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉		0.15	0.30
	14	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉		0.05	0.10
	15	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉		0.10	0.20
	16	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。)		0.15	0.25
	17	別表第3第1号の表の12の項に掲げる熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス		0.08	0.15

		繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉			
	18	別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉		0.08	0.15
	19	別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	20	別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
排出ガス量が4万立方メートル未満			0.15	0.25	
	21	別表第3第1号の表の14の項に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
	22	別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉		0.10	0.20
	23	別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.15
	24	別表第3第1号の表の16の項に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
	25	別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉		0.10	0.20
	26	別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
	27	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.05	0.10

		28	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉	排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		29	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
		30	別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
		31	別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.10
				排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		32	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄 <small>けい</small> (珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉		0.10	0.20
		33	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。)		0.08	0.15
		34	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。)		0.05	0.10
		35	別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉		0.05	0.10
		36	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.20	0.50
37	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20		

38	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉		0.15	0.50
39	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.25	0.50

備考

1 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる<sup>ばい</sup>焙焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる<sup>か</sup>煨焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあつては、C=C<sub>s</sub>)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (21 - 0_n / 21 - 0_s) \cdot C_s$$

この式において、C、0<sub>n</sub>、0<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

0<sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。

1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項	6
14の項	10
30の項、31の項	11
38の項、39の項	12
12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項	15
18の項、36の項、37の項	16
15の項	18

0<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

C<sub>s</sub> 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

2 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

二 有害物質に係る規制基準



項	有害物質の種類	規制基準
1	2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質	<p>温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。</p> $C=K \cdot S/Q$ <p>この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 有害物質の種類ごとの量(単位 ミリグラム)</p> <p>K 有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値</p> <p>S 付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値</p> <p>Q 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 立方メートル毎分)</p>
2	エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
3	六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。</p> <p>2 塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。</p> <p>3 揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。</p> <p>4 水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>5 トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。</p>		

6 1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  
7 1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 カドミウム
- 二 水銀及びその化合物 水銀
- 三 鉛及びその化合物 鉛
- 四 ニッケル化合物 ニッケル
- 五 砒素及びその化合物 砒素
- 六 ベリリウム及びその化合物 ベリリウム
- 七 マンガン及びその化合物 マンガン

付表第1

有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72
アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54
塩化メチル	128
塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170
クロロエチレン	13.6
クロロホルム	24.5
一・二・ジクロロエタン	2.18
ジ・クロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340
テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177
鉛及びその化合物	0.0680
ニッケル化合物	0.0340
砒素及びその化合物	0.00816
一・三・ブタジエン	3.40
ベリリウム及びその化合物	0.00340
ベンゼン	4.08
ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136

付表第2

場合	算式
Ho<6 の場合	b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b<4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b≥4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +22.1Ho <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b<4.7(Ho-6) であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合	h<Ho の場合 (Ho-h) <sup>2</sup> +d <sup>2</sup> h≥Ho の場合 d <sup>2</sup>
前各項に掲げる場合以外の場合	23.1(Ho-6) <sup>2</sup>

備考 この表において、Ho、b、h 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。  
Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)  
b 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位 メートル)  
h 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位 メートル)  
d 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位 メートル)

三 粉じんに係る規制基準

項	施設の種類の種類	規制基準
1	別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 1 散水設備によって散水が行われていること。 2 防じんカバーでおおわれていること。 3 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。

		<p>設(1の項の施設に該当するものを除く。)</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。  3 防じんカバーでおおわれていること。  4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
	4	<p>別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。  1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2 散水設備によって散水が行われていること。  3 防じんカバーでおおわれていること。  4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		<p>備考 処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設の粉じんの規制基準の遵守にかかる命令、使用の一時停止命令
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 37 条第 3 項
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項
	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準)</p> <p>第 18 条 規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第 1 項第 1 号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第 1 号、同項第 2 号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第 2 号又は第 3 号、粉じんにあつては第 4 号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一 ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度</p> <p>二 有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度</p> <p>三 有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準</p> <p>四 粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準 (平 19 条例 38・平 26 条例 70・令 4 条例 29・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準等)</p> <p>第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第 5 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第 18 条第 2 項第 3 号の規則で定める有害物質は、別表第 1 第 3 号及び第 25 号に掲げる物質とする。 (平 20 規則 40・平 26 規則 51・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)</p> <p>別表第 5(第 7 条関係)</p>

(平 17 規則 178・平 20 規則 40・平 22 規則 36・平 26 規則 51・平 30 規則 62・令  
元規則 17・令 4 規則 41・令 5 規則 2・一部改正)

一 ばいじんに係る規制基準

項	施設の種類	規模	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)	令別表第 3 第 58 号に 掲げる区域 以外の区域 に係る規制 基準 (単位 グラ ム)
1	別表第 3 第 1 号の表の 1 の項 に掲げる反応炉		0.10	0.20
2	別表第 3 第 1 号の表の 2 の項 に掲げる直火炉		0.10	0.20
3	別表第 3 第 1 号の表の 3 の項 に掲げる加熱炉	排出ガス量(温 度が摂氏零度で 圧力が 1 気圧の 状態に換算した 1 時間当たりの 排出ガスの最大 量とする。以下 この表において 同じ。)が 4 万立 方メートル以上	0.08	0.15
		排出ガス量が 4 万立方メートル 未満	0.10	0.20
4	別表第 3 第 1 号の表の 4 の項 に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
5	別表第 3 第 1 号の表の 5 の項 に掲げる焼結炉		0.10	0.15
6	別表第 3 第 1 号の表の 6 の項 に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
7	別表第 3 第 1 号の表の 7 の項 に掲げる反応炉のうち活性炭 の製造の用に供する反応炉(塩	排出ガス量が 1 万立方メートル 以上	0.10	0.20

		化亜鉛を使用するものを除く。)	排出ガス量が1万立方メートル未満	0.15	0.20
	8	別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	9	別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉		0.10	0.20
	10	別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
			排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
	11	別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉		0.08	0.15
	12	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜		0.20	0.40
	13	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉		0.15	0.30
	14	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉		0.05	0.10
	15	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉		0.10	0.20
	16	別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。)		0.15	0.25
	17	別表第3第1号の表の12の項に掲げる熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス		0.08	0.15

			繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉			
	18		別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉		0.08	0.15
	19		別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。)		0.10	0.20
	20		別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.15
				排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15	0.25
	21		別表第3第1号の表の14の項に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉		0.10	0.15
	22		別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉		0.10	0.20
	23		別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。)		0.10	0.15
	24		別表第3第1号の表の16の項に掲げる <sup>か</sup> 煨焼炉		0.15	0.25
	25		別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉		0.10	0.20
	26		別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
	27		別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.05	0.10



		28	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉	排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		29	別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20
		30	別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
		31	別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.08	0.10
				排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10	0.20
		32	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄 <small>けい</small> (珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉		0.10	0.20
		33	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。)		0.08	0.15
		34	別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。)		0.05	0.10
		35	別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉		0.05	0.10
		36	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.20	0.50
37	別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.10	0.20		

38	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉		0.15	0.50
39	別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。)		0.25	0.50

備考

1 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる<sup>ばい</sup>焙焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる<sup>か</sup>煨焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C=C<sub>s</sub>)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (21 - 0_n / 21 - 0_s) \cdot C_s$$

この式において、C、0<sub>n</sub>、0<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

0<sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。

1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項	6
14の項	10
30の項、31の項	11
38の項、39の項	12
12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項	15
18の項、36の項、37の項	16
15の項	18

0<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

C<sub>s</sub> 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

2 この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

二 有害物質に係る規制基準

項	有害物質の種類	規制基準
1	2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質	<p>温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。</p> $C=K \cdot S/Q$ <p>この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 有害物質の種類ごとの量(単位 ミリグラム)</p> <p>K 有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値</p> <p>S 付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値</p> <p>Q 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位 立方メートル毎分)</p>
2	エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
3	六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。</p> <p>2 塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。</p> <p>3 揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。</p> <p>4 水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>5 トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。</p>		

6 1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  
7 1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 カドミウム
- 二 水銀及びその化合物 水銀
- 三 鉛及びその化合物 鉛
- 四 ニッケル化合物 ニッケル
- 五 砒素及びその化合物 砒素
- 六 ベリリウム及びその化合物 ベリリウム
- 七 マンガン及びその化合物 マンガン

付表第1

有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72
アセトアルデヒド	163
塩化水素	5.54
塩化メチル	128
塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170
クロロエチレン	13.6
クロロホルム	24.5
一・二・ジクロロエタン	2.18
ジクロロメタン	204
水銀及びその化合物	0.0340
テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177
鉛及びその化合物	0.0680
ニッケル化合物	0.0340
砒素及びその化合物	0.00816
一・三・ブタジエン	3.40
ベリリウム及びその化合物	0.00340
ベンゼン	4.08
ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136

付表第2

場合	算式
Ho<6 の場合	b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b<4.7Ho の場合	(Ho-6)2+b <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b≥4.7Ho の場合	(Ho-6) <sup>2</sup> +22.1Ho <sup>2</sup>
Ho≥6 かつ b<4.7(Ho-6) であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合	h<Ho の場合 (Ho-h) <sup>2</sup> +d <sup>2</sup> h≥Ho の場合 d <sup>2</sup>
前各項に掲げる場合以外の場合	23.1(Ho-6) <sup>2</sup>

備考 この表において、Ho、b、h 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。  
Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)  
b 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位 メートル)  
h 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位 メートル)  
d 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位 メートル)

三 粉じんに係る規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 1 散水設備によって散水が行われていること。 2 防じんカバーでおおわれていること。 3 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施	次の各号のいずれかに該当すること。 1 コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。

		<p>設(1の項の施設に該当するものを除く。)</p>	<p>2 散水設備によって散水が行われていること。  3 防じんカバーでおおわれていること。  4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
	4	<p>別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。  1 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2 散水設備によって散水が行われていること。  3 防じんカバーでおおわれていること。  4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
		<p>備考 処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	備考	令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定粉じん排出等作業の方法又は石綿濃度の測定計画にかかる変更命令		
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 9		
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係		
審査基準	関係条項	同条例第 40 条の 7 第 1 項、第 40 条の 8 第 1 項	
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (作業基準) 第 40 条の 5 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、大気汚染防止法第 18 条の 14 に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。 (平 17 条例 129・追加、令 3 条例 25・一部改正) (工事施工境界基準) 第 40 条の 6 特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第 18 条の 16 第 2 項に規定する下請負人(以下「下請負人」という。)又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画(以下「工事施工区画」という。)と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準(以下「工事施工境界基準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。 (平 17 条例 129・追加、令 3 条例 25・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (石綿の濃度の測定を行うべき者) 第 16 条の 12 条例第 40 条の 12 第 1 項の規則で定める者は、法規則別表第 7 の 1 の項の中欄、同表の 5 の項の中欄又は同表の 6 の項の中欄に掲げる作業(特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するものを除く。)であって、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が 50 平方メートル以上である特定工事を施工する者とする。 (平 17 規則 178・追加、平 19 規則 101・一部改正、平 26 規則 110・旧第 16 条の 12 線下、平 26 規則 135・旧第 16 条の 16 線下・一部改正、令 3 規則 76・旧第 16 条の 17 線下・一部改正) 別表第 9 の 2 (令 3 規則 76・全改、令 4 規則 41・一部改正)</p>	
		<table border="1"> <tr> <td>項</td> <td>特定粉じん排出等作業の種類</td> <td>石綿の排出等を防止するために講ずる措置</td> </tr> </table>	項
項	特定粉じん排出等作業の種類	石綿の排出等を防止するために講ずる措置	

		<p>1 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>2 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>3 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>4 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。)を除去する作業(一の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 除去後の特定建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。</p> <p>ハ 除去後の特定建築材料を破碎しないこと。</p> <p>ニ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>



		<p>5 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>6 令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>(石綿の濃度の測定及び測定結果の記録)  第16条の13 条例第40条の12第1項の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第9の3の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。  2 条例第40条の12第1項の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、3年間保存しなければならない。  一 測定年月日及び時刻  二 測定時の天候  三 測定者  四 測定場所  五 特定粉じん排出等作業の実施状況  (平17規則178・追加、平22規則36・一部改正、平26規則110・旧第16条の13繰下、平26規則135・旧第16条の17繰下、令3規則76・旧第16条の18繰上・一部改正)</p>	
	<p>参考事項</p>		
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)</p>	
<p>備考</p>	<p>令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更</p>		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		特定粉じん排出等作業実施基準若しくは敷地境界基準にかかる遵守命令、作業の一時停止命令	
根拠法令及び条項		大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 11	
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項		
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (作業基準) 第 40 条の 5 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、大気汚染防止法第 18 条の 14 に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。 (平 17 条例 129・追加、令 3 条例 25・一部改正) (工事施工境界基準)</p> <p>第 40 条の 6 特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第 18 条の 16 第 2 項に規定する下請負人(以下「下請負人」という。)又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画(以下「工事施工区画」という。)と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準(以下「工事施工境界基準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。 (平 17 条例 129・追加、令 3 条例 25・一部改正)</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (石綿の濃度の測定を行うべき者) 第 16 条の 12 条例第 40 条の 12 第 1 項の規則で定める者は、法規別表第 7 の 1 の項の中欄、同表の 5 の項の中欄又は同表の 6 の項の中欄に掲げる作業(特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するものを除く。)であって、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が 50 平方メートル以上である特定工事を施工する者とする。 (平 17 規則 178・追加、平 19 規則 101・一部改正、平 26 規則 110・旧第 16 条の 12 繰下、平 26 規則 135・旧第 16 条の 16 繰下・一部改正、令 3 規則 76・旧第 16 条の 17 繰上・一部改正)</p> <p>別表第 9 の 2 (令 3 規則 76・全改、令 4 規則 41・一部改正)</p>	
		項	特定粉じん排出等作業の種類

		<p>1 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>2 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>3 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>4 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。)を除去する作業(一の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 除去後の特定建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。</p> <p>ハ 除去後の特定建築材料を破碎しないこと。</p> <p>ニ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>

		<p>5 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>6 令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
		<p>(石綿の濃度の測定及び測定結果の記録)  第16条の13 条例第40条の12第1項の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第9の3の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。  2 条例第40条の12第1項の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、3年間保存しなければならない。  一 測定年月日及び時刻  二 測定時の天候  三 測定者  四 測定場所  五 特定粉じん排出等作業の実施状況  (平17規則178・追加、平22規則36・一部改正、平26規則110・旧第16条の13繰下、平26規則135・旧第16条の17繰下、令3規則76・旧第16条の18繰上・一部改正)</p>	
	<p>参考事項</p>		
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)</p>	
<p>備考</p>	<p>令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更</p>		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	屋外燃焼行為の停止等の措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 48 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 47 条
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (屋外燃焼行為の禁止) 第 47 条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生する物質で規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他の大気の汚染又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設の排水水にかかる計画変更命令、計画廃止命令			
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 55 条			
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係			
審査基準	関係条項	同条例第 52 条、第 54 条		
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (排水基準) 第 50 条第 1 項 排水水に係る排水基準は、排水水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (排水基準) 第 27 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める排水基準は、別表第 13 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 13 (平 12 規則 279・平 14 規則 64・平 15 規則 27・平 20 規則 41・平 23 規則 72・平 23 規則 125・平 23 規則 129・平 24 規則 104・平 25 規則 51・平 26 規則 51・平 26 規則 152・平 27 規則 98・平 27 規則 129・令 2 規則 36・令 4 規則 41・令 5 規則 15・一部改正) 一 有害物質に係る排水基準</p>		
		有害物質の種類	許容限度	
			上水道水源地域	その他の地域
		カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
		シアン化合物	シアンにつき検出されないこと。	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機 <sup>りん</sup> 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	検出されないこと。	1 リットルにつき 1 ミリグラム		
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム		

六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
ヒ素及びその化合物	1 リットルにつきヒ素 0.01 ミリグラム	1 リットルにつきヒ素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム

	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
	ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム(海域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 15 ミリグラム)
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
	<p>備考</p> <p>1 「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第 3 条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域</p> <p>二 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>三 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>四 淀川大<sup>せき</sup>堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>五 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>六 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>七 貝塚市(貝塚市) 蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域</p> <p>八 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>九 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>		



十 泉南郡岬町に位置する逢帰タム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

2 「その他の地域」とは、上水道水源地域以外の地域をいう。

3 備考1に掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画、河川、湖沼その他のものによって表示されたものとする。

4 この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。

5 「検出されないこと」とは、備考4の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

6 し尿浄化槽を設置する届出事業場であつて届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排水する排出口から排出する水については、この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、同項その他の地域欄に定める許容限度の排水基準を適用する。

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量に係る排水基準

イ 共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場(特定海水使用届出事業場を除く。ロの表において同じ。)の排水について適用する排水基準

区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(単位立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)							
			A地域		B地域		C地域		D地域	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設届出事業場	畜産農業	30以上	120	150	120	150	120	150	120	150
	食料品製造業	30以上	120	150	120	150	120	150	25	30
		50未満								
		50以上	60	80	80	100	100	120		
		200未満								
		200以上	45	60	60	80	70	90		
	1,000未満									
1,000以上	30	40	30	40	35	45				
5,000未満										
	5,000以上	25	30	25	30	25	30			
	30以上	120	150	120	150	120	150	25	30	

		パルプ・紙・ 紙加工品製 造業	50 未満								
			50 以上 1,000 未満	80	100	80	100	100	120		
			1,000 以上 5,000 未満	50	65	50	65	60	80		
			5,000 以上	30	40	30	40	30	40		
			化学工業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25
			50 以上 200 未満	80	100	80	100	100	120		
			200 以上 1,000 未満	50	65	60	80	80	100		
			1,000 以上 5,000 未満	35	45	40	50	50	65		
			5,000 以上	25	30	30	40	30	40		
		石油製品又 は石炭製品 製造業	30 以上 5 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			5 以上 50 未満	50	65	50	65	50	65		
			50 以上 5,000 未満	30	40	30	40	30	40		
			5,000 以上	10	15	10	15	10	15	10	15
		鉄鋼業、非鉄 金属製造業、 金属製品製 造業又は機 械器具製造 業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			50 以上 200 未満	50	65	60	80	60	80		
			200 以上 2,000 未満	30	40	35	45	40	50		
			2,000 以上 5,000 未満	20	25	20	25	20	25	20	25
			5,000 以上	10	15	10	15	10	15	10	15
		その他の業 種	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			50 以上 200 未満	60	80	80	100	80	100		

		200 以上 1,000 未満	40	50	50	65	60	80		
		1,000 以上 5,000 未満	25	30	30	40	40	50		
		5,000 以上	20	25	25	30	30	40	15	20
新設届 出事業 場	全ての業種	30 以上 200 未満	15	20	20	25	20	25	20	25
		200 以上 5,000 未満	10	15	15	20	20	25	15	20
		5,000 以上	5	10	5	10	5	10	5	10

備考

- 1 「既設届出事業場」とは、次の各号のいずれかに掲げる届出事業場をいう。
  - 一 別表第 10 第 3 号、第 6 号及び第 11 号の届出施設以外の届出施設を、昭和 49 年 11 月 1 日において設置している届出事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
  - 二 別表第 10 第 3 号、第 6 号又は第 11 号の届出施設のみを、平成 6 年 11 月 1 日において設置している届出事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
- 2 「新設届出事業場」とは、既設届出事業場以外の届出事業場をいう。
- 3 新設届出事業場の設置が公害の防止のための工業団地への移転その他知事が別に定める移転に伴うもので、当該移転前において既設届出事業場であったものについては、その設置される地域に係る公共用水域の水質の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと知事が認めるものに限り、これを既設届出事業場とみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。
- 4 「A 地域」とは、次に掲げる地域をいう。
  - 一 天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
  - 二 箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「猪名川上流水域」という。)に係る地域
  - 三 千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(以下「安威川上流水域」という。)に係る地域
  - 四 西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(以下「石川水域」という。)を除く。)並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「大和川上流水域」という。)に係る地域
- 5 「B 地域」とは、次に掲げる地域をいう。
  - 一 猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。以下「猪名川下流水域」という。)に係る地域
  - 二 安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。以下「安威川下流水域」という。)に係る地域

	<p>三 淀川水域に係る地域</p> <p>四 寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。以下「寝屋川水域」という。)に係る地域</p> <p>五 石川水域に係る地域</p> <p>六 大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。以下「大和川下流水域」という。)に係る地域</p> <p>七 府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源地から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域(以下「泉州上流地域」という。)</p> <p>6 「C 地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。以下「神崎川水域」という。)に係る地域</p> <p>二 淀川大<sup>せき</sup>堰から下流の淀川、正蓮(蓮)寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法第二条第三項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。)並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。)に係る地域</p> <p>三 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びに備考7に掲げる地域を除く。)</p> <p>7 「D 地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁、築港新町三丁、築港浜寺町、浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁、浜寺公園町三丁、浜寺公園町四丁及び築港浜寺西町の区域</p> <p>二 高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域</p> <p>三 泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なぎさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。)の区域</p> <p>四 泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域</p> <p>五 岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地蔵浜町及び港緑町の区域</p> <p>六 貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域</p> <p>七 泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域</p> <p>八 泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域</p> <p>九 泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域</p> <p>十 前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受</p>
--	--

けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。)に属する海面に限る。)において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域

8 備考4から備考7までに掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画その他の区域、河川その他のものによって表示されたものとする。

9 「共同処理施設」とは、別表第十第十五号に掲げる施設をいう。

10 「特定海水使用届出事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する届出事業場で、当該水の一日当たりの平均的な使用量が1,000立方メートル以上であるものをいう。

11 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

12 下水道処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)に所在する既設届出事業場の排出水についての排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。

届出事業場から排出される 1日当たりの平均的な排出 水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大
30以上	20	25

13 備考12の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。

14 第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

ロ 共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準

区分	届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)							
		A地域		B地域		C地域		D地域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設届出事業場	30以上 1,000未満	40	50	60	80	100	120	25	30
	1,000以上 10,000未満	30	40	50	65	80	100	25	30
	10,000以上	20	25	30	40	40	50	20	25

		新設届出事業場	30 以上	20	25	20	25	20	25	20	25
備考											
1 第 1 号の表の備考 4 並びにイの表の備考 1 から備考 7 まで、備考 9 及び備考 11 の規定は、この表についても適用する。											
2 イの表の備考 8 の規定は、この表について準用する。											
ハ 特定海水使用届出事業場の排水水について適用する排水基準											
		区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)						
					大阪市の区域		大阪市の区域以外の地域				
					日間平均	最大	日間平均	最大			
既設届出事業場	化学工業	5,000 未満	23	28	20	25					
		5,000 以上 10,000 未満	21	26	18	23					
		10,000 以上 20,000 未満	19	24	16	21					
		20,000 以上 50,000 未満	17	22	14	19					
		50,000 以上 200,000 未満	13	18	10	15					
		200,000 以上	10	15	7	13					
		鉄鋼業	5,000 未満	12	17	9	14				
		5,000 以上	10	15	7	13					
	ガス業	5,000 未満	31	40	28	38					
		5,000 以上 10,000 未満	28	38	25	30					
		10,000 以上 20,000 未満	23	28	20	25					
		20,000 以上 50,000 未満	18	23	15	20					
		50,000 以上 200,000 未満	11	16	8	14					
		200,000 以上	10	15	7	13					

	その他の業種	五 5,000 未満	13	18	10	15
		5,000 以上 10,000 未満	12	17	9	14
		10,000 以上 20,000 未満	11	16	8	14
		20,000 以上 50,000 未満	10	15	7	13
		50,000 以上	9	14	6	12
		新設届出事業場	全ての業種	5	10	5

備考

1 イの表の備考 1 から備考 3 までの規定は、この表の届出事業場について準用する。

2 第一号の表の備考 4 並びにイの表の備考 10 及び備考 11 の規定は、この表についても適用する。

三 浮遊物質量に係る排水基準

イ 共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場の排水について適用する排水基準

区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)							
			A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設届出事業場	畜産農業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	150	200
		50 以上 200 未満	120	150	120	150	120	150	120	150
	食料品製造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	50	65
		50 以上 200 未満	80	100	100	120	120	150		
		200 以上 1,000 未満	70	90	80	100	100	120		

			1,000 以上 5,000 未満	60	80	60	80	60	80		
			5,000 以上	50	65	50	65	50	65		
		パルプ・紙・ 紙加工品製 造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	60	80
			50 以上 1,000 未満	120	150	120	150	120	150		
			1,000 以上 5,000 未満	90	110	90	110	90	110		
			5,000 以上	60	80	60	80	60	80		
			化学工業	330 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	20
			50 以上 200 未満	100	120	100	120	120	150		
			200 以上 1,000 未満	70	90	80	100	100	120		
			1,000 以上 5,000 未満	50	65	60	80	70	90		
			5,000 以上	30	40	40	50	40	50		
		石油製品又 は石炭製品 製造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	40	50
			50 以上 500 未満	120	150	120	150	120	150		
			500 以上 5,000 未満	80	100	80	100	80	100		
			5,000 以上	40	50	40	50	40	50	30	40
		鉄鋼業、非鉄 金属製造業、 金属製品製 造業又は機 械器具製造 業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	40	50
			50 以上 200 未満	100	120	120	150	120	150		
			200 以上 2,000 未満	70	90	70	90	80	100		
			2,000 以上 5,000 未満	60	80	60	80	60	80	35	45
			5,000 以上	40	50	40	50	40	50	30	40



その他の業種	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	60	80	
	50 以上 200 未満	100	120	120	150	120	150			
	200 以上 1,000 未満	80	100	90	110	100	120			
	1,000 以上 5,000 未満	60	80	70	90	80	100			
	5,000 以上	40	50	60	80	70	90	40	50	
新設届出事業場	全ての業種	30 以上 200 未満	50	65 五	50	65	50	65	20	25
		200 以上 5,000 未満	30	40	50	65	50	65	20	25
		5,000 以上	20	25	20	25	20	25	10	15

備考

1 下水道処理区域に所在する既設届出事業場の排水水についての上乗せ排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあつては、同表に掲げるとおりとする。

届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大
30 以上	70	90

2 備考 1 の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後一年を経過した日から適用する。

3 第 1 号の表の備考 4、第 2 号イの表の備考 4 から備考 7 まで、備考 9 及び備考 11、第 2 号ロの表の備考 2 並びに第 2 号ハの表の備考 1 の規定は、この表についても適用する。

ロ 共同処理施設を設置する届出事業場の排水水について適用する排水基準

区分	届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)							
		A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大

								平均	
既設届出事業場	30 以上 1,000 未満	80	100	100	120	120	150	65	85
	1,000 以上 10,000 未満	70	90	90	110	110	130	65	85
	10,000 以上	60	80	70	90	80	100	60	80
新設届出事業場	30 以上	50	70	50	70	50	70	50	70

備考 第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第二号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。

#### 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水基準

区分	届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)			
		鉱油類含有量		動植物油脂類含有量	
		上水道水源地域及び泉州臨海造成地域	一般地域	上水道水源地域及び泉州臨海造成地域	一般地域
既設届出事業場	30 以上 1,000 未満	4	5	20	30
	1,000 以上 5,000 未満	3	4	15	20
	5,000 以上	2	3	10	10
新設届出事業場	30 以上 1,000 未満	3	4	10	10
	1,000 以上 5,000 未満	2	3	10	10
	5,000 以上	1	2	5	5

#### 備考

- 1 「泉州臨海造成地域」とは、第二号イの表の備考7に規定するD地域をいう。
- 2 「一般地域」とは、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域以外の地域をいう。
- 3 第1号の表の備考1及び備考4並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。

4 第1号の表の備考3及び第2号イの表の備考8の規定は、この表について準用する。

五 その他の項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	1 (泉州臨海造成地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあつては2、一般地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあつては5)
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)
色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。

備考

	<p>1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(窒素含有量及びりん含有量にあつては、50立方メートル以上)である届出事業場の排出水について適用する。</p> <p>2 第1号の表の備考4、第2号イの表の備考11、第2号ハの表の備考1並びに第4号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。</p>
参考事項	
設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出施設の排水水にかかる改善命令、一時停止命令			
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 61 条第 1 項			
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係			
審査基準	関係条項			
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (排水基準) 第 50 条第 1 項 排水水に係る排水基準は、排水水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (排水基準) 第 27 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める排水基準は、別表第 13 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 13 (平 12 規則 279・平 14 規則 64・平 15 規則 27・平 20 規則 41・平 23 規則 72・平 23 規則 125・平 23 規則 129・平 24 規則 104・平 25 規則 51・平 26 規則 51・平 26 規則 152・平 27 規則 98・平 27 規則 129・令 2 規則 36・令 4 規則 41・令 5 規則 15・一部改正) 一 有害物質に係る排水基準</p>		
		有害物質の種類	許容限度	
			上水道水源地域	その他の地域
		カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
		シアン化合物	シアンにつき検出されないこと。	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
		有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	検出されないこと。	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム		

六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
ヒ素及びその化合物	1 リットルにつきヒ素 0.01 ミリグラム	1 リットルにつきヒ素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム

	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
	ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム(海域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 15 ミリグラム)
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
	<p>備考</p> <p>1 「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第 3 条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域</p> <p>二 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>三 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>四 淀川大<sup>せき</sup>堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>五 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>六 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>七 貝塚市(貝塚市) 蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域</p> <p>八 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>九 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>		

十 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

2 「その他の地域」とは、上水道水源地域以外の地域をいう。

3 備考1に掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画、河川、湖沼その他のものによって表示されたものとする。

4 この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。

5 「検出されないこと」とは、備考4の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

6 し尿浄化槽を設置する届出事業場であつて届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排水する排出口から排出する水については、この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、同項その他の地域欄に定める許容限度の排水基準を適用する。

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量に係る排水基準

イ 共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場(特定海水使用届出事業場を除く。ロの表において同じ。)の排出水について適用する排水基準

区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(単位立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)							
			A地域		B地域		C地域		D地域	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設届出事業場	畜産農業	30以上	120	150	120	150	120	150	120	150
	食料品製造業	30以上	120	150	120	150	120	150	25	30
		50未満								
		50以上	60	80	80	100	100	120		
		200未満								
		200以上	45	60	60	80	70	90		
	1,000未満									
1,000以上	30	40	30	40	35	45				
5,000未満										
	5,000以上	25	30	25	30	25	30			
	30以上	120	150	120	150	120	150	25	30	



		パルプ・紙・ 紙加工品製 造業	50 未満								
			50 以上 1,000 未満	80	100	80	100	100	120		
			1,000 以上 5,000 未満	50	65	50	65	60	80		
			5,000 以上	30	40	30	40	30	40		
			化学工業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25
			50 以上 200 未満	80	100	80	100	100	120		
			200 以上 1,000 未満	50	65	60	80	80	100		
			1,000 以上 5,000 未満	35	45	40	50	50	65		
			5,000 以上	25	30	30	40	30	40		
		石油製品又 は石炭製品 製造業	30 以上 5 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			5 以上 50 未満	50	65	50	65	50	65		
			50 以上 5,000 未満	30	40	30	40	30	40		
			5,000 以上	10	15	10	15	10	15	10	15
		鉄鋼業、非鉄 金属製造業、 金属製品製 造業又は機 械器具製造 業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			50 以上 200 未満	50	65	60	80	60	80		
			200 以上 2,000 未満	30	40	35	45	40	50		
			2,000 以上 5,000 未満	20	25	20	25	20	25	20	25
			5,000 以上	10	15	10	15	10	15	10	15
		その他の業 種	30 以上 50 未満	120	150	120	150	120	150	25	30
			50 以上 200 未満	60	80	80	100	80	100		

		200 以上 1,000 未満	40	50	50	65	60	80		
		1,000 以上 5,000 未満	25	30	30	40	40	50		
		5,000 以上	20	25	25	30	30	40	15	20
新設届 出事業 場	全ての業種	30 以上 200 未満	15	20	20	25	20	25	20	25
		200 以上 5,000 未満	10	15	15	20	20	25	15	20
		5,000 以上	5	10	5	10	5	10	5	10

備考

1 「既設届出事業場」とは、次の各号のいずれかに掲げる届出事業場をいう。

一 別表第 10 第 3 号、第 6 号及び第 11 号の届出施設以外の届出施設を、昭和 49 年 11 月 1 日において設置している届出事業場(設置の工事を行っているものを含む。)

二 別表第 10 第 3 号、第 6 号又は第 11 号の届出施設のみを、平成 6 年 11 月 1 日において設置している届出事業場(設置の工事を行っているものを含む。)

2 「新設届出事業場」とは、既設届出事業場以外の届出事業場をいう。

3 新設届出事業場の設置が公害の防止のための工業団地への移転その他知事が別に定める移転に伴うもので、当該移転前において既設届出事業場であったものについては、その設置される地域に係る公共用水域の水質の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと知事が認めるものに限り、これを既設届出事業場とみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。

4 「A 地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域

二 箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「猪名川上流水域」という。)に係る地域

三 千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(以下「安威川上流水域」という。)に係る地域

四 西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(以下「石川水域」という。)を除く。)並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「大和川上流水域」という。)に係る地域

5 「B 地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。以下「猪名川下流水域」という。)に係る地域

二 安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。以下「安威川下流水域」という。)に係る地域

	<p>三 淀川水域に係る地域</p> <p>四 寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。以下「寝屋川水域」という。)に係る地域</p> <p>五 石川水域に係る地域</p> <p>六 大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。以下「大和川下流水域」という。)に係る地域</p> <p>七 府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源地から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域(以下「泉州上流地域」という。)</p> <p>6 「C 地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。以下「神崎川水域」という。)に係る地域</p> <p>二 淀川大<sup>せき</sup>堰から下流の淀川、正蓮(蓮)寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法第二条第三項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。)並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。)に係る地域</p> <p>三 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びに備考7に掲げる地域を除く。)</p> <p>7 「D 地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港新町三丁目、築港浜寺町、浜寺公園町一丁目、浜寺公園町二丁目、浜寺公園町三丁目、浜寺公園町四丁目及び築港浜寺西町の区域</p> <p>二 高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域</p> <p>三 泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なぎさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。)の区域</p> <p>四 泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域</p> <p>五 岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地蔵浜町及び港緑町の区域</p> <p>六 貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域</p> <p>七 泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域</p> <p>八 泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域</p> <p>九 泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域</p> <p>十 前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受</p>
--	---

けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。)に属する海面に限る。)において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域

8 備考4から備考7までに掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画その他の区域、河川その他のものによって表示されたものとする。

9 「共同処理施設」とは、別表第十第十五号に掲げる施設をいう。

10 「特定海水使用届出事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する届出事業場で、当該水の一日当たりの平均的な使用量が1,000立方メートル以上であるものをいう。

11 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

12 下水道処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)に所在する既設届出事業場の排出水についての排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。

届出事業場から排出される 1日当たりの平均的な排出 水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大
30以上	20	25

13 備考12の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。

14 第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

ロ 共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準

区分	届出事業場から排出 される1日当たりの 平均的な排出水の量 (単位 立方メー トル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)							
		A地域		B地域		C地域		D地域	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
既設届出事業 場	30以上 1,000未満	40	50	60	80	100	120	25	30
	1,000以上 10,000未満	30	40	50	65	80	100	25	30
	10,000以上	20	25	30	40	40	50	20	25

		新設届出事業場	30 以上	20	25	20	25	20	25	20	25
備考											
1 第 1 号の表の備考 4 並びにイの表の備考 1 から備考 7 まで、備考 9 及び備考 11 の規定は、この表についても適用する。											
2 イの表の備考 8 の規定は、この表について準用する。											
ハ 特定海水使用届出事業場の排水水について適用する排水基準											
		区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)						
					大阪市の区域		大阪市の区域以外の地域				
					日間平均	最大	日間平均	最大			
既設届出事業場	化学工業	5,000 未満	23	28	20	25					
		5,000 以上 10,000 未満	21	26	18	23					
		10,000 以上 20,000 未満	19	24	16	21					
		20,000 以上 50,000 未満	17	22	14	19					
		50,000 以上 200,000 未満	13	18	10	15					
		200,000 以上	10	15	7	13					
		鉄鋼業	5,000 未満	12	17	9	14				
		5,000 以上	10	15	7	13					
	ガス業	5,000 未満	31	40	28	38					
		5,000 以上 10,000 未満	28	38	25	30					
		10,000 以上 20,000 未満	23	28	20	25					
		20,000 以上 50,000 未満	18	23	15	20					
		50,000 以上 200,000 未満	11	16	8	14					
		200,000 以上	10	15	7	13					

その他の業種	五 5,000 未満	13	18	10	15
	5,000 以上 10,000 未満	12	17	9	14
	10,000 以上 20,000 未満	11	16	8	14
	20,000 以上 50,000 未満	10	15	7	13
	50,000 以上	9	14	6	12
	新設届出事業場	全ての業種	5	10	5

備考

1 イの表の備考 1 から備考 3 までの規定は、この表の届出事業場について準用する。

2 第一号の表の備考 4 並びにイの表の備考 10 及び備考 11 の規定は、この表についても適用する。

三 浮遊物質に係る排水基準

イ 共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場の排水について適用する排水基準

区分	届出事業場の属する業種	届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)							
			A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設届出事業場	畜産農業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	150	200
		50 以上 200 未満	120	150	120	150	120	150	120	150
	食料品製造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	50	65
		50 以上 200 未満	80	100	100	120	120	150		
		200 以上 1,000 未満	70	90	80	100	100	120		

			1,000 以上 5,000 未満	60	80	60	80	60	80		
			5,000 以上	50	65	50	65	50	65		
		パルプ・紙・ 紙加工品製 造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	60	80
			50 以上 1,000 未満	120	150	120	150	120	150		
			1,000 以上 5,000 未満	90	110	90	110	90	110		
			5,000 以上	60	80	60	80	60	80		
		化学工業	330 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	20	25
			50 以上 200 未満	100	120	100	120	120	150		
			200 以上 1,000 未満	70	90	80	100	100	120		
			1,000 以上 5,000 未満	50	65	60	80	70	90		
			5,000 以上	30	40	40	50	40	50		
		石油製品又 は石炭製品 製造業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	40	50
			50 以上 500 未満	120	150	120	150	120	150		
			500 以上 5,000 未満	80	100	80	100	80	100		
			5,000 以上	40	50	40	50	40	50	30	40
		鉄鋼業、非鉄 金属製造業、 金属製品製 造業又は機 械器具製造 業	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	40	50
			50 以上 200 未満	100	120	120	150	120	150		
			200 以上 2,000 未満	70	90	70	90	80	100		
			2,000 以上 5,000 未満	60	80	60	80	60	80	35	45
			5,000 以上	40	50	40	50	40	50	30	40

その他の業種	30 以上 50 未満	150	200	150	200	150	200	60	80	
	50 以上 200 未満	100	120	120	150	120	150			
	200 以上 1,000 未満	80	100	90	110	100	120			
	1,000 以上 5,000 未満	60	80	70	90	80	100			
	5,000 以上	40	50	60	80	70	90	40	50	
新設届出事業場	全ての業種	30 以上 200 未満	50	65 五	50	65	50	65	20	25
		200 以上 5,000 未満	30	40	50	65	50	65	20	25
		5,000 以上	20	25	20	25	20	25	10	15

備考

1 下水道処理区域に所在する既設届出事業場の排水水についての上乗せ排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあつては、同表に掲げるとおりとする。

届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大
30 以上	70	90

2 備考 1 の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後一年を経過した日から適用する。

3 第 1 号の表の備考 4、第 2 号イの表の備考 4 から備考 7 まで、備考 9 及び備考 11、第 2 号ロの表の備考 2 並びに第 2 号ハの表の備考 1 の規定は、この表についても適用する。

ロ 共同処理施設を設置する届出事業場の排水水について適用する排水基準

区分	届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)							
		A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大



								平均	
既設届出事業場	30 以上 1,000 未満	80	100	100	120	120	150	65	85
	1,000 以上 10,000 未満	70	90	90	110	110	130	65	85
	10,000 以上	60	80	70	90	80	100	60	80
新設届出事業場	30 以上	50	70	50	70	50	70	50	70

備考 第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。

#### 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水基準

区分	届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量 (単位 立方メートル)	許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)			
		鉱油類含有量		動植物油脂類含有量	
		上水道水源地域及び泉州臨海造成地域	一般地域	上水道水源地域及び泉州臨海造成地域	一般地域
既設届出事業場	30 以上 1,000 未満	4	5	20	30
	1,000 以上 5,000 未満	3	4	15	20
	5,000 以上	2	3	10	10
新設届出事業場	30 以上 1,000 未満	3	4	10	10
	1,000 以上 5,000 未満	2	3	10	10
	5,000 以上	1	2	5	5

#### 備考

- 1 「泉州臨海造成地域」とは、第2号イの表の備考7に規定するD地域をいう。
- 2 「一般地域」とは、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域以外の地域をいう。
- 3 第1号の表の備考1及び備考4並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。

4 第1号の表の備考3及び第2号イの表の備考8の規定は、この表について準用する。

五 その他の項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	1 (泉州臨海造成地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあつては2、一般地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあつては5)
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)
色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。

備考

	<p>1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(窒素含有量及びりん含有量にあつては、50立方メートル以上)である届出事業場の排出水について適用する。</p> <p>2 第1号の表の備考4、第2号イの表の備考11、第2号ハの表の備考1並びに第4号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。</p>
参考事項	
設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定施設の排水にかかる改善命令、一時停止命令					
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 62 条第 1 項					
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係					
審査基準	関係条項					
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 第 51 条 特定事業場排水に係る排水基準は、特定事業場排水の汚染状態（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）をいう。以下同じ。）について、規則で定める。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 （特定事業場排水基準） 第 28 条 条例第 51 条第 1 項の規則で定める排水基準は、別表第 14 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 14 （平 14 規則 64・令 4 規則 41・一部改正）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色</td> <td>放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 30 立方メートル以上である特定事業場の排水について適用する。</p>	項目	許容限度	色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。
	項目	許容限度				
	色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。				
参考事項						
設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）					
備考						

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	届出事業場又は特定事業場の汚水又は排水にかかる事故時の応急措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 64 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同条例第 64 条第 1 項
	基 準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (事故時の措置) 第 64 条 事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあつては、この限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	排水水にかかる緊急時の措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 68 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同条例施行規則第 36 条第 1 項
	基 準	○水質汚濁防止法施行令 第 6 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	地下浸透水にかかる汚水等の処理方法の改善命令、届出施設の使用等の一時停止命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 79 条第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同条例第 78 条 同条例施行規則第 48 条
	基 準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止) 第 78 条 届出事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	届出事業場の有害物質の地下浸透にかかる事故時の応急措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 80 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 80 条第 1 項
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 第 80 条 届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 4 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 4 第 1 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第 48 条の 2 条例第 81 条の 4 第 1 項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該土地の所有者等(条例第 81 条の 4 第 1 項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長するものとする。この場合において、その申請は、報告期限延長申請書(様式第 23 号の 2)を提出して行うものとする。</p> <p>一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用届出施設等を設置していた者である場合(第 81 条の 4 第 1 項ただし書の確認を受けた場合を除く。)当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された日</p> <p>二 当該土地の所有者等が条例第 81 条の 4 第 2 項の規定による通知を受けた者である場合(同条第 1 項ただし書の確認を受けた場合を除く。)当該通知を受けた日</p> <p>三 条例第 81 条の 4 第 1 項ただし書の確認が取り消された場合 第 48 条の 23 の規定による通知を受けた日</p> <p>2 条例第 81 条の 4 第 1 項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 4 第 1 項の土壤汚染状況調査結果報告書(様式第 23 号の 3)を提出して行うものとする。</p> <p>3 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 4 第 1 項の土壤汚染状況調査結果報告書には、土壤汚染状況調査の対象となる土地(以下「土壤汚染状況調査の対象地」という。)の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。</p> <p>(平 22 規則 36・全改、令元規則 3・一部改正)</p> <p>(有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知)</p>

		<p>第 48 条の 19 条例第 81 条の 4 第 2 項の規定による通知は、有害物質使用届出施設等の使用が廃止された際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うものとする。</p> <p>(有害物質使用届出施設等の使用の廃止等に関し通知すべき事項)</p> <p>第 48 条の 20 条例第 81 条の 4 第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた(ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた)管理有害物質の種類</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地</p> <p>三 条例第 81 条の 4 第 1 項の規定による報告を行うべき期限 (平 22 規則 36・全改)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	要措置管理区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出指示	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 9 第 1 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 8 第 1 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (汚染除去等計画の作成及び提出の指示) 第 48 条の 36 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の規定による指示は、書面により行うものとする。 (平 22 規則 36・全改、令元規則 3・一部改正)</p> <p>(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項) 第 48 条の 37 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染の除去等の措置(条例第 81 条の 8 第 1 項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置管理区域の場所</p> <p>二 汚染除去等計画(条例第 81 条の 9 第 1 項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出すべき期限</p> <p>2 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態、当該要措置管理区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。</p> <p>3 第 1 項第 1 号の要措置管理区域の場所は、当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地にある地下水の管理有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。</p> <p>4 第 1 項第 2 号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。 (令元規則 3・全改)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	令和元年 7 月 1 日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染除去等計画の提出命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 9 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 8 第 1 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (汚染除去等計画の作成及び提出の指示) 第 48 条の 36 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の規定による指示は、書面により行うものとする。 (平 22 規則 36・全改、令元規則 3・一部改正)</p> <p>(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項) 第 48 条の 37 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染の除去等の措置(条例第 81 条の 8 第 1 項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置管理区域の場所</p> <p>二 汚染除去等計画(条例第 81 条の 9 第 1 項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出すべき期限</p> <p>2 条例第 81 条の 9 第 1 項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所、当該要措置管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態、当該要措置管理区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。</p> <p>3 第 1 項第 1 号の要措置管理区域の場所は、当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地の土壤又は当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地にある地下水の管理有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。</p> <p>4 第 1 項第 2 号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。 (令元規則 3・全改)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 元 年 7 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	令和元年 7 月 1 日に施行された条例の改正に伴う追加	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染除去等計画の変更命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 9 第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 8 第 1 項
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (汚染除去等計画の変更の命令) 第 48 条の 41 条例第 81 条の 9 第 4 項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 (平 22 規則 36・全改、令元規則 3・旧第 48 条の 40 繰下・一部改正)
	参考事項	
	設定等年月日	令和 元 年 7 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	令和元年 7 月 1 日に施行された条例の改正に伴う追加	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染除去等計画に基づく実施措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 9 第 8 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 9 第 1 項
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (実施措置を講ずべき旨の命令) 第 48 条の 45 条例第 81 条の 9 第 8 項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 (令元規則 3・全改)
	参考事項	
	設定等年月日	令和 元 年 7 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	令和元年 7 月 1 日に施行された条例の改正に伴う追加	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	要措置管理区域内における土地の形質の変更の計画変更命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 13 第 5 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 13 第 1 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (土地の形質の変更の施行方法に関する基準) 第 48 条の 56 条例第 81 条の 13 第 5 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要届出管理区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。)の施行方法が第 48 条の 43 第 2 項第 1 号の知事が別に定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第 48 条の 50 第 2 号又は第二号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合</p> <p>ロ 第 48 条の 50 第 3 号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が知事が別に定める基準に適合するものである場合</p> <p>二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 要届出管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>四 土地の形質の変更を行った後、条例第 81 条の 9 第 4 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>(平 22 規則 36・追加、平 23 規則 124・令元規則 3・一部改正)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染土壌の搬出時の計画変更命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 16 第 4 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 16 第 1 項及び第 2 項
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (運搬に関する基準)</p> <p>第 81 条の 17 管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(平 22 条例二九 29・全改)</p> <p>(汚染土壌の処理)</p> <p>第 81 条の 18 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</p> <p>二 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>イ 当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>ロ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>五 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (運搬に関する基準)</p>



	<p>第 49 条の 7 条例第 81 条の 17 の汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬は、次のように行うこと。</p> <p>イ 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該管理有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p> <p>三 自動車等及び運搬容器は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p> <p>四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格 Z8305 に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p> <p>五 混載等については、次によること。</p> <p>イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p> <p>ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p> <p>ハ 異なる管理区域から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設又はダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した施設(この号及び第十号において「ダイオキシン類汚染土壌処理施設」という。)において処理する場合(当該汚染土壌を土壌法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合又はダイオキシン類汚染土壌処理施設において当該汚染土壌を処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。</p> <p>六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>ロ 積替えの場所から管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p> <p>八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p>
--	---

	<p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(i) 大きさが縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であること。</p> <p>(ii) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p> <p>ロ 当該保管施設からの管理有害物質又は管理有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p> <p>九 第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動をさせる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動をさせる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってはその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十 汚染土壌の荷卸しは、条例第 81 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは管理有害物質の拡散防止措置が講じられている施設、汚染土壌処理施設又はダイオキシン類汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。</p> <p>十一 汚染土壌の引渡しは、条例第 81 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者、汚染土壌処理業者又はダイオキシン類汚染土壌処理業者)以外の者に行ってはならないこと。</p>
--	---

	<p>十二 汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日(汚染土壌処理施設外又はダイオキシン類汚染土壌処理施設外に汚染土壌を搬出する場合にあっては、当該施設外への搬出の日)から 30 日以内に終了すること。</p> <p>十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p> <p>十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。 (平 22 規則 67・全改、令元規則 3・一部改正)</p>
参考事項	
設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	汚染土壌の汚染の拡散の防止のための措置命令
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 20
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係
審査基準	関係条項
	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (運搬に関する基準) 第 81 条の 17 管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。 (平 22 条例二九 29・全改) (汚染土壌の処理) 第 81 条の 18 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</p> <p>二 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>イ 当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>ロ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域</p> <p>三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>五 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>第 81 条の 19 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受</p>

	<p>けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (運搬に関する基準)</p> <p>第 49 条の 7 条例第 81 条の 17 の汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬は、次のように行うこと。</p> <p>イ 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該管理有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p> <p>三 自動車等及び運搬容器は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p> <p>四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格 Z8305 に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p> <p>五 混載等については、次によること。</p> <p>イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p> <p>ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p> <p>ハ 異なる管理区域から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設又はダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した施設(この号及び第十号において「ダイオキシン類汚染土壌処理施設」という。)において処理する場合(当該汚染土壌を土</p>
--	---

	<p>壤法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合又はダイオキシン類汚染土壌処理施設において当該汚染土壌を処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。</p> <p>六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>ロ 積替えの場所から管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p> <p>八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(i) 大きさが縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であること。</p> <p>(ii) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p> <p>ロ 当該保管施設からの管理有害物質又は管理有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p> <p>九 第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動をさせる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p>
--	---

		<p>ニ 当該移動をさせる汚染土壤に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十 汚染土壤の荷卸しは、条例第 81 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壤を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壤若しくは管理有害物質の拡散防止措置が講じられている施設、汚染土壤処理施設又はダイオキシン類汚染土壤処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。</p> <p>十一 汚染土壤の引渡しは、条例第 81 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壤を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者、汚染土壤処理業者又はダイオキシン類汚染土壤処理業者)以外の者に行ってはならないこと。</p> <p>十二 汚染土壤の運搬は、管理区域外への搬出の日(汚染土壤処理施設外又はダイオキシン類汚染土壤処理施設外に汚染土壤を搬出する場合にあつては、当該施設外への搬出の日)から 30 日以内に終了すること。</p> <p>十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壤を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壤を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p> <p>十五 当該汚染土壤の運搬を他人に委託してはならないこと。</p> <p>(平 22 規則 67・全改、令元規則 3・一部改正)</p>
	参考事項	同条例第 81 条の 17、第 81 条の 18 第 1 項、第 81 条の 19 第 1 項 同条例施行規則第 49 条の 7
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	管理化学物質にかかる緊急事態の発生時の応急措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 28 第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 81 条の 28 第 1 項
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (緊急事態の発生時における措置) 第 81 条の 28 管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続き当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		規制地域内工場等の騒音等にかかる改善勧告遵守命令				
根拠法令及び条項		大阪府生活環境の保全等に関する条例第 86 条第 2 項				
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係				
審査基準	関係条項	同条例第 86 条第 1 項				
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準) 第 84 条 工場又は事業場において発生する騒音等の当該工場又は事業場の敷地の境界線における大きさの許容限度(以下この節において「規制基準」という。)は、規則で定める。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準) 第五 54 条 条例第 84 条の規則で定める規制基準は、別表第 21 に掲げるとおりとする。 別表第二十一(第五十四条関係) (平一三規則四五・平一五規則九七・平二七規則八七・平三〇規則六二・令元規則一七・一部改正)</p> <p>一 騒音に係る規制基準</p>				
		時間の区分	朝(午前 6 時から午前 8 時まで) (単位 デシベル)	昼間(午前 8 時から午後 6 時まで) (単位 デシベル)	夕(午後 6 時から午後 9 時まで) (単位 デシベル)	夜間(午後 9 時から翌日の午前 6 時まで) (単位 デシベル)
		区域の区分				
		第 1 種区域	45	50	45	40
第 2 種区域		50	55	50	45	
第 3 種区域	60	65	60	55		
第 4 種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第 2 種区域の境界線から 15 メートル		65	60	55	

		ル以内の区域				
		その他の区域	65	70	65	60

備考

1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

3 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

5 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

(2) 第二種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

(4) 第4種区域 工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び第53条第2号に掲げる地域

6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に

規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

7 この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

二 振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間(午前六時から午後九時まで) (単位 デシベル)	夜間(午後九時から翌日の午前六時まで) (単位 デシベル)
第1種区域	60	55
第2種区域(Ⅰ)	65	60
第2種区域(Ⅱ)	65	60
既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域		
その他の区域	70	65

備考

1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

4 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

5 「第一種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住

		<p>居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域</p> <p>(2) 第2種区域(Ⅰ) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域</p> <p>(3) 第2種区域(Ⅱ) 工業地域及び第53条第2号に掲げる地域</p> <p>6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。</p> <p>7 この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		規制地域内工場等の騒音等にかかる計画変更勧告遵守命令			
根拠法令及び条項		大阪府生活環境の保全等に関する条例第 90 条第 2 項			
所管部課(室)係名		環境部環境指導課環境保全係			
審査基準	関係条項	同条例第 90 条第 1 項			
	基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例 (規制基準) 第 84 条 工場又は事業場において発生する騒音等の当該工場又は事業場の敷地の境界線における大きさの許容限度(以下この節において「規制基準」という。)は、規則で定める。			
		○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (規制基準) 第五 54 条 条例第 84 条の規則で定める規制基準は、別表第 21 に掲げるとおりとする。 別表第二十一(第五十四条関係) (平一三規則四五・平一五規則九七・平二七規則八七・平三〇規則六二・令元規則一七・一部改正)			
		一 騒音に係る規制基準			
		時間の区分	朝(午前 6 時から午前 8 時まで) (単位 デシベル)	昼間(午前 8 時から午後 6 時まで) (単位 デシベル)	夕(午後 6 時から午後 9 時まで) (単位 デシベル)
第 1 種区域		45	50	45	40
第 2 種区域	50	55	50	45	
第 3 種区域	60	65	60	55	
第 4 種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第 2 種区域の境界線から 15 メートル	65	60	55	

ル以内の区域				
その他の区域	65	70	65	60

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 3 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パセントレンジの上端の数値とする。
- 5 「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」及び「第 4 種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - (1) 第 1 種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
  - (2) 第二種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域(都市計画法第 2 章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - (3) 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第 2 章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - (4) 第 4 種区域 工業地域(都市計画法第 2 章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び第 53 条第 2 号に掲げる地域
- 6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第 1 条に

規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

7 この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

二 振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間(午前六時から午後九時まで) (単位 デシベル)	夜間(午後九時から翌日の午前六時まで) (単位 デシベル)
第1種区域	60	55
第2種区域(Ⅰ)	65	60
第2種区域(Ⅱ) 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
その他の区域	70	65

備考

1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

4 振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

5 「第一種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住

		<p>居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域</p> <p>(2) 第2種区域(Ⅰ) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域</p> <p>(3) 第2種区域(Ⅱ) 工業地域及び第53条第2号に掲げる地域</p> <p>6 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。</p> <p>7 この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		



不利益処分の処分基準

処分名	特定建設作業に伴って発生する騒音等にかかる勧告遵守命令				
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条第 2 項				
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係				
審査基準	関係条項	同条例第 94 条第 1 項			
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (特定建設作業に伴って発生する騒音等の基準)</p> <p>第 63 条 条例第 94 条第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 騒音にあつては、別表第 22 第 1 号の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の基準は、同表第 1 号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設事業について条例第 94 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による命令(次号において「勧告又は命令」という。)を行うに当たり、同表第 3 号本文の規定にかかわらず、1 日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p> <p>二 振動にあつては、別表第 22 第 2 号の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の基準は、同表第 1 号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について勧告又は命令を行うに当たり、同表第 3 号本文の規定にかかわらず、1 日における作業時間を同号に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p> <p>別表第 22 (平 13 規則 45・平 24 規則 76・平 25 規則 51・平 27 規則 87・平 30 規則 62・令 4 規則 41・一部改正)</p> <p>一 騒音に係る特定建設作業に関する規制の基準</p> <table border="1"> <tr> <td>一 別表第 20 第 1 号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。</td> </tr> <tr> <td>二 特定建設作業の騒音が、付表の第 1 号に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、付表の第 2 号に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</td> </tr> <tr> <td>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</td> </tr> </table>	一 別表第 20 第 1 号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。	二 特定建設作業の騒音が、付表の第 1 号に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、付表の第 2 号に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。	イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
一 別表第 20 第 1 号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。					
二 特定建設作業の騒音が、付表の第 1 号に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、付表の第 2 号に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。					
イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合					
ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合					

		<p>ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ニ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を夜間に行うことについて同法第 35 条の規定により同意を得た場合</p> <p>ホ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>三 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の第 1 号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第 2 号に掲げる区域にあつては 1 日 14 時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>四 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>五 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>ニ 電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省令第 77 号)第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物(電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p>
--	--	---

ホ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うことについて同法第 35 条の規定により同意を得た場合

ヘ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考 別表第 21 第 1 号の表の備考 1、備考 2 及び備考 4 の規定は、この表についても適用する。

付表

区分	地域
第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域
第 2 号区域	工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域

## 二 振動に係る特定建設作業に関する規制の基準

- 一 別表第 20 第 2 号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 二 特定建設作業の振動が、付表の第 1 号に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、付表の第 2 号に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前六時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
- イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

		<p>ニ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を夜間に行うことについて同法第 35 条の規定により同意を得た場合</p> <p>ホ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第 1 号に掲げる区域にあっては 1 日 10 時間、付表の第 2 号に掲げる区域にあっては 1 日 14 時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>四 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して 6 日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>五 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>ニ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>ホ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うことについて同法第 35 条の規定により同意を得た場合</p>
--	--	---

		<p>へ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p> <p>備考 別表第 21 第 2 号の表の備考 1、備考 2 及び備考 4 の規定は、この表についても適用する。</p> <p>付表</p> <table border="1" data-bbox="504 517 1465 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 517 632 589">区分</th> <th data-bbox="632 517 1465 589">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 589 632 954">第 1 号区域</td> <td data-bbox="632 589 1465 954">第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 954 632 1055">第 2 号区域</td> <td data-bbox="632 954 1465 1055">工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域	第 2 号区域	工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域
区分	地域							
第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域							
第 2 号区域	工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域							
	参考事項							
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)						
備考								

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	拡声機の使用にかかる措置命令	
根拠法令及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 99 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 96 条第 1 項から第 3 項、第 97 条、第 98 条
	基準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)</p> <p>第 64 条 条例第 96 条第 1 項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲 30 メートルの区域とする。</p> <p>一 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院(以下「病院」という。)及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所(以下「入院施設を有する診療所」という。)</p> <p>二 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(以下「学校」という。)</p> <p>三 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館(以下「図書館」という。)</p> <p>四 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所(以下「保育所」という。)</p> <p>五 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)</p> <p>六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)</p> <p>(平 10 規則 37・平 13 規則 45・平 18 規則 148・平 27 規則 87・一部改正)</p> <p>(航空機から機外に向けてする拡声機の使用に係る遵守事項)</p> <p>第 65 条 条例第 96 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 午後 5 時から翌日の午前 9 時(日曜日その他の休日にあつては、午前 10 時)までの間は拡声機を使用しないこと。</p> <p>二 同一地域の上空で航空機を連続して 3 回以上旋回させながら拡声機を使用しないこと。</p> <p>三 病院、学校又は図書館及びその周辺地域の上空において拡声機を使用する場合は、これらの施設にスピーカーを向けて使用しないこと。</p> <p>四 拡声機の電力増幅器からスピーカーに加えられる最大入力が三十ワットを超えないこと。</p> <p>(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限をされる地域)</p> <p>第 66 条 条例第 96 条第 3 項の規則で定める地域は、第 53 条に定める地域とする。</p>

	<p>(拡声機の使用に係る遵守事項)</p> <p>第 67 条 条例第 96 条第 3 項の規則で定める事項は、別表第 23 に掲げる事項とする。</p> <p>(拡声機の使用の特例)</p> <p>第 68 条 条例第 96 条第 4 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害時における広報宣伝その他公共のために拡声機を使用する場合</li> <li>二 公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合</li> <li>三 前 2 号に掲げる場合のほか、一時的に拡声機を使用する場合であつて周辺の生活環境を著しく損なうおそれがないとき</li> </ul> <p>(平 16 規則 14・一部改正)</p> <p>(深夜において使用の制限をされる音響機器)</p> <p>第 69 条 条例第 97 条の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)</li> <li>二 楽器</li> <li>三 拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大させる装置をいう。)</li> </ul> <p>(深夜における音響機器の使用の制限の特例)</p> <p>第 70 条 条例第 97 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該営業を営む場所(以下「当該営業所」という。 )が、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街に立地している場合</li> <li>二 当該営業所の周囲 50 メートル以内の区域に、人の居住の用に供されている建物及び病院、入院施設を有する診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合</li> <li>三 前 2 号に掲げるもののほか、当該営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況等から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合</li> </ul> <p>(平 13 規則 45・一部改正)</p> <p>(深夜における営業等の制限区域)</p> <p>第 71 条 条例第 98 条の規則で定める区域は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び田園住居地域(都市計画法第 2 章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。 )とする。</p> <p>(平 30 規則 62・一部改正)</p> <p>(深夜において時間の制限をされる営業)</p> <p>第 72 条 条例第 98 条の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 34 条の 2 第 2 号に規定する飲食店営業をいい、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)第 66 条の 3 第 1 号に規定する喫茶店営業を除く。以下同じ。 )以外の飲食店営業</li> <li>イ 露店において営む飲食店営業</li> </ul>
--	---

	<p>ロ 自動車、軽車両等に調理設備を設けて営む飲食店営業</p> <p>ハ 専ら仕出し又は店頭販売を目的として営む飲食店営業</p> <p>ニ 事業所又は事務所において専らその従業員に利用させるために営む飲食店営業</p> <p>ホ ホテル又は旅館において専らその宿泊客に利用させるために営む飲食店営業</p> <p>ヘ 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域(以下この条及び次条において「第1種中高層住居専用地域等」という。)において営む飲食店営業であって、主たる出入口が知事が公示して指定する道路(以下「指定道路」という。)に接して設けられている当該飲食店において営むもの</p> <p>二 専らカラオケ装置を使用させて営む営業(前号に規定する飲食店営業を除く。以下この号において「カラオケ営業」という。)。ただし、第1種中高層住居専用地域等において営むカラオケ営業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該営業所において営むものを除く。</p> <p>三 遊泳場営業(屋内型の営業を除く。)</p> <p>四 テニス場営業(屋内型の営業を除く。)</p> <p>五 バッティング練習場営業</p> <p>六 ゴルフ練習場営業</p> <p>七 ガソリンスタンド又は有料洗車場において車両洗浄装置を使用し、又は使用させる営業(第一種中高層住居専用地域等において営むガソリンスタンド又は有料洗車場において車両洗浄装置を使用し、又は使用させる営業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該営業所において営むものを除く。)</p> <p>(平16規則14・平25規則51・令3規則29・令三規則76・一部改正)</p> <p>(深夜において時間の制限をされる作業)</p> <p>第73条 条例第98条の規則で定める作業は、材料、原料及び土砂その他これらに類するもの(以下「材料等」という。)を屋外において保管する場所(以下「保管場所」という。)において行う材料等の搬入作業又は搬出作業(第一種中高層住居専用地域等の地域内の保管場所において行う材料等の搬入作業又は搬出作業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該保管場所において行う材料等の搬入作業又は搬出作業を除く。)とする。</p> <p>(深夜における営業等の制限の特例)</p> <p>第74条 条例第98条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 大みそかその他地域の慣習となっている行事に伴い飲食店営業を営む場合</p> <p>二 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行う場合</p> <p>三 道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき道路の占用の許可に建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合又は建設作業を夜間に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合で、当該建設作</p>
--	--



	<p>業に係る保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行うとき</p> <p>四 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき道路の使用の許可に建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合又は同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において建設作業を夜間に行うべきこととされた場合で、当該建設作業に係る保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行うとき</p> <p>(平 13 規則 45・一部改正)</p> <p>(深夜における営業等の時間の制限の特例)</p> <p>第 75 条 条例第 98 条の飲食店営業その他の営業で規則で定めるものは、第七 12 条第 1 号及び第 2 号に掲げる営業とする。</p>
参考事項	
設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定建設作業の改善又は変更命令	
根拠法令及び条項	豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 43 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 42 条
	基準	<p>○豊中市環境の保全等の推進に関する条例 (特定建設作業に係る規制基準遵守)</p> <p>第 40 条 特定建設作業を伴う建設工事を行う者は、当該特定建設作業から市規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。</p> <p>2 前項に規定する建設工事を行う者は、当該特定建設作業から粉じん、ばい煙、汚水又は悪臭を発生させ、又は地盤沈下を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>3 市長は、第 1 項の市規則で定める基準を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>○豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則 (特定建設作業に係る規制基準)</p> <p>第 12 条 条例第 40 条第 1 項の市規則で定める規制基準は、別表第 3 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 3</p> <p>1 騒音に係る特定建設作業に関する規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>1 特定建設作業に伴い発生する騒音により周辺の生活環境が損なわれないように当該場所の周辺等に板囲い、防音幕その他適切な方法によって騒音を防止する施設等を設置すること。</p> <p>2 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。</p> <p>3 特定建設作業の騒音が、附表の第 1 号に掲げる区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあっては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> </td> </tr> </table>
<p>1 特定建設作業に伴い発生する騒音により周辺の生活環境が損なわれないように当該場所の周辺等に板囲い、防音幕その他適切な方法によって騒音を防止する施設等を設置すること。</p> <p>2 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。</p> <p>3 特定建設作業の騒音が、附表の第 1 号に掲げる区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあっては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p>		

		<p>エ 道路法第 34 条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>オ 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>4 特定建設作業の騒音が当該特定建設作業の場所において附表の第 1 号に掲げる区域にあつては 1 日 10 時間, 附表の第 2 号に掲げる区域にあつては 1 日 14 時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし, 次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は, この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>5 特定建設作業の騒音が, 特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して 6 日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし, 次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は, この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>6 特定建設作業の騒音が, 日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし, 次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は, この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>エ 電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省令第 77 号)第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>オ 道路法第 34 条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p>
--	--	--

		<p>カ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「デシベル」とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。</p> <p>3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格(以下「規格」という。)Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>附表</p> <table border="1" data-bbox="504 1227 1463 1783"> <tr> <td data-bbox="504 1227 1463 1727"> <p>1 都市計画法第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(以下それぞれ「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」という。)及び用途地域の指定のない地域並びに都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域(以下「工業地域」という。)のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1727 1463 1783"> <p>2 工業地域のうち、前号の地域以外の地域</p> </td> </tr> </table> <p>2 振動に係る特定建設作業に関する規制基準</p> <table border="1" data-bbox="504 1832 1463 2020"> <tr> <td data-bbox="504 1832 1463 1935"> <p>1 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1935 1463 2020"> <p>2 特定建設作業の振動が、附表の第 1 号に掲げる区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあっては午後 10 時</p> </td> </tr> </table>	<p>1 都市計画法第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(以下それぞれ「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」という。)及び用途地域の指定のない地域並びに都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域(以下「工業地域」という。)のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域</p>	<p>2 工業地域のうち、前号の地域以外の地域</p>	<p>1 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。</p>	<p>2 特定建設作業の振動が、附表の第 1 号に掲げる区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあっては午後 10 時</p>
<p>1 都市計画法第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(以下それぞれ「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」という。)及び用途地域の指定のない地域並びに都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域(以下「工業地域」という。)のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域</p>						
<p>2 工業地域のうち、前号の地域以外の地域</p>						
<p>1 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。</p>						
<p>2 特定建設作業の振動が、附表の第 1 号に掲げる区域にあっては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあっては午後 10 時</p>						

		<p>から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>エ 道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>オ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>3 特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において附表の第1号に掲げる区域にあつては1日10時間、附表の第2号に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>5 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p>
--	--	---

		<p>エ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わせなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>オ 道路法第 34 条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p> <p>カ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。</p> <p>2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>3 振動の測定方法は、当分の間、規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パセントレンジの上端の数値とする。</p> <p>附表</p> <table border="1" data-bbox="504 1491 1051 1608"> <tr> <td data-bbox="504 1491 1051 1554">1 別表第 3 の 1 の附表の第 1 号に掲げる地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1554 1051 1608">2 別表第 3 の 1 の附表の第 2 号に掲げる地域</td> </tr> </table>	1 別表第 3 の 1 の附表の第 1 号に掲げる地域	2 別表第 3 の 1 の附表の第 2 号に掲げる地域
1 別表第 3 の 1 の附表の第 1 号に掲げる地域				
2 別表第 3 の 1 の附表の第 2 号に掲げる地域				
	参考事項			
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 30 年 4 月 1 日最終変更)		
備考				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	警告及び命令(拡声機の使用制限の違反行為)	
根拠法令及び条項	豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 45 条	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審査基準	関係条項	同条例第 44 条
	基準	<p>○豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則 (商業宣伝を目的とする拡声機の使用禁止区域等)</p> <p>第 14 条 条例第 44 条第 1 項の市規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲 30 メートル以内の区域とする。</p> <p>(1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校</p> <p>(3) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館(以下「図書館」という。)</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)</p> <p>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)</p> <p>2 条例第 44 条第 1 項の市規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。)であって周辺的生活環境を損なうおそれがないときとする。</p> <p>(拡声機の使用の制限の特例)</p> <p>第 15 条 条例第 44 条第 3 項の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 災害時における広報宣伝その他公共のために拡声機を使用する場合</p> <p>(2) 公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合</p> <p>(3) 前 2 号に定める場合のほか、商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺的生活環境を著しく損なうおそれがないとき。</p> <p>(拡声機の使用に係る遵守事項)</p> <p>第 16 条 条例第 44 条第 3 項の市規則で定める事項は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>別表第 4 拡声機の使用に係る遵守事項</p> <p>(1) 午後 7 時から翌日の午前 10 時までの間は、使用しないこと。</p>

		<p>(2) 幅員 4 メートル未満の道路においては, 拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上 10 メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあっては, 拡声機の 1 回の使用時間は 10 分以内とし, 1 回につき 10 分以上休止すること。</p> <p>(5) 拡声機から発生する音量が, 次に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。  ア 第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域 55 デシベル  イ 第 1 種中高層住居専用地域, 第 2 種中高層住居専用地域, 第 1 種住居地域, 第 2 種住居地域及び準住居地域 60 デシベル  ウ 近隣商業地域, 商業地域及び準工業地域 70 デシベル  エ 工業地域 75 デシベル</p> <p>(6) 測定場所は, 次のとおりとする。  ア 原則として, 当該拡声機の直下の地点から 10 メートル離れた地点とする。  イ 当該拡声機の直下の地点から 10 メートル以内に人の居住する建築物がある場合は, 当該建築物の敷地の境界線上の地点とする。  ウ 当該拡声機の直下の地点から, 当該拡声機を設置している事業場の敷地境界までの距離が 10 メートル以上ある場合は, 当該事業場の敷地境界線上の地点とする  エ 移動式の拡声機については, 当該拡声機の直下の地点から 10 メートル以上離れた測定可能な地点とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備考		令和 4 年 4 月 1 日条例改正



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	屋外作業の改善命令	
根拠法令及び条項	豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 47 条第 2 項	
所管部課(室)係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	同条例第 46 条
	基 準	○豊中市環境の保全等の推進に関する条例 (屋外作業の制限) 第 46 条 何人も, 作業の性質上止むを得ない場合を除き, 屋外で公害を発生させる作業をしてはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
備 考	令和 4 年 4 月 1 日条例改正	